2023年度

履修案内 神田外語大学大学院

■言語科学研究科（日本語学専攻・言語科学専攻）

注意事項

◆掲示板の確認について

学生に対する通知・連絡は、特別な場合を除いてすべて掲示によって行います。確認しないでいると不都合が生じることがありますので、必ず大学ホームページ、KUIS Campus Webや学内の各種掲示板を見る習慣をつけてください。掲示した事柄は、周知されたものとして扱われるので注意してください。

◆提出期限の厳守について

履修登録表等の提出期限、取り扱い時間は厳守してください。

◆電話による問い合わせについて

履修、休講、試験、学年暦等に関する事柄は、掲示板か関係窓口で直接確認してください。電話による問い合わせは、間違いの原因となるため一切応じられません。

◆呼び出し

大学では原則として、掲示により学生に連絡を取ることになっています。授業等に支障をきたすことから、直接電話口への取次ぎや放送連絡には応じられませんので、あらかじめよく了解し、家族や知人などに周知しておいてください。

◆事務の取り扱い時間・開室時間

窓口の受付時間などは次の通りです。受付時間外の申し出には一切応じられませんので注意してください。
※に関しては試験期間中、長期休業期間中などは、開室時間が変更になることがあります。

	総務部 （入学式、学位記授与式、施設に関する事等） １号館２階	教務部、国際戦略部、学生支援部 （授業、留学、学費・奨学金などに関する事） １号館１階	キャリア教育部 （キャリア教育及び就職・進路に関する事） ミレニアムハウス２階
平日	９：00～17：15	９：00～11：10 12：10～17：15	９：00～17：15
土曜	９：00～11：30	９：00～11：30	９：00～11：30

	図書館※ （図書館の利用に関する事） ７号館１階	メディアプラザ※ （メディア利用に関する事） SACLA１階	SALC※ （英語と自立学習に関すること） ８号館１階	MULC※ （MULCの利用に関する事） ７号館２階
平日	９：00～19：50	８：45～19：00	８：45～19：00	９：00～19：00
土曜	９：00～17：00	９：00～17：00	９：00～17：00	

	ASC※ （ASCの利用に関する事） ６号館２階	ボランティアセンター※ （ボランティア活動に関する事） ６号館２階	メディカルセンター （健康に関する事、心や身体の悩み相談） ミレニアムハウス１階	体育･スポーツセンター （スポーツに関する事） 体育館
平日	９：00～18：00	９：00～18：00	９：00～11：10 12：10～17：15	９：00～17：15 授業期間以外は 17：00まで
土曜				

目　　次

2023年度大学院学年暦
Ⅰ．博士前期課程
　1．授業科目一覧 …… 1
　2．博士前期課程の修了要件について …… 2
　3．学位論文 …… 7
　4．日本語教育教員養成プログラム修了証の取得について …… 10
　5．2023年度授業時間割（博士前期課程） …… 11
Ⅱ．博士後期課程
　1．授業科目一覧及び博士後期課程の修了要件について …… 17
　2．学位論文 …… 18
　3．語学能力試験 …… 21
　4．2023年度授業時間割（博士後期課程） …… 22
Ⅲ．学籍
Ⅳ．学生生活案内
Ⅴ．諸規程
　1．神田外語大学大学院学則 …… 47
　2．神田外語大学学位規程 …… 56
　3．神田外語大学学則（抜粋） …… 61
　4．入学金および授業料の特例に関する取扱規程 …… 64
　5．神田外語大学大学院ティーチング・アシスタント内規 …… 65
　6．神田外語大学附属図書館利用細則 …… 66
　7．神田外語大学大学院英語学専攻 Certificate Program規則 …… 69
　8．神田外語大学大学院科目等履修生規則 …… 71
　9．神田外語大学大学院研究生規則 …… 73

交通機関の運休、暴風雨等の場合の休講について

次のＡ．Ｂ．Ｃ．いずれかに該当する場合、授業を**休講**とします。

Ａ．交通機関が運休した場合

判断基準とする路線及び区間（遅延・間引き運転を除く）

JR総武線（秋葉原～千葉） JR京葉線（東京～蘇我）

上記の両路線が運休した場合は休講とします。ただし、いずれかの路線が運行している場合はその限りではありません。

また、両路線のうち、１路線でも運行を開始した場合は、次の通りとします。

運行開始時間	授業の取り扱い
～午前６時00分	１限から平常通り
～午前10時00分	３限から平常通り
午前10時00分を過ぎても不通	全時限休講

Ｂ．暴風警報または暴風雪警報が発令された場合

千葉県全域もしくは千葉県**北西部**に出された場合は、**休講**とします。なお、対象となる警報は上記の２つに限り、大雨警報等は含みません。ただし、警報が解除された場合の授業の取り扱いは、次の通りとします。

警報解除時間	授業の取り扱い
～午前６時00分	１限から平常通り
～午前10時00分	３限から平常通り
午前10時00分を過ぎても解除されない場合	全時限休講

Ｃ．自然災害や大規模な事故の発生などで学長が必要と判断した場合

上記ＡまたはＢに該当しない場合でも、大規模な自然災害や事故等が発生した場合、これらの取り決めに関わらず、学長が休講を必要と判断した場合には、休講措置をとることがあります。

本学ホームページの「重要なお知らせ」で確認してください。
http://www.kandagaigo.ac.jp/kuis/

2023年度　大学院　学年暦

月	日	曜	行　　事
4	1	土	入学式
	5	水	健康診断（仮）(予定)
	12	水	春学期授業開始・履修登録期間（～18日（火））
			博士後期課程T.A.応募申請期限
			修士論文題目と指導教員の登録＜修士2年次＞（～18日（火））
			博士論文作成計画書提出期間＜博士2年次＞（～18日（火））
			博士論文草稿提出期間＜博士3年次・対象者＞（～18日（火））
			特別指導願提出期間＜博士満期退学者＞（～18日（火））
	29	土	祝日授業実施日
			オンライン（オンデマンド）授業実施期間（～5月5日（金））
5	3	水	祝日授業実施日（～5日（金））
	8	月	履修修正・履修中止期間（～9日（火））
	31	水	博士論文・修士論文・研究報告提出期間（～6月2日（金））(春学期修了予定者)
6	9	金	BHセミナー（～10日（土））
7	上旬		最終試験（春学期修了予定者）
	17	月	祝日授業実施日
	25	火	春学期授業終了
			修士課程T.A.秋学期応募期限
	26	水	補講日（～27日（木））
	28	金	夏季休業開始
8	3	木	事務局閉鎖期間（～8月20日（日））
9	14	木	秋学期授業開始・秋学期履修登録修正期間（～20日（水））
			特別指導願提出期間＜博士満期退学者＞（～20日（水））
			博士論文作成計画書再提出期間＜博士2年次生＞（～20日（水））
	18	月	祝日授業実施日
	20	水	中間発表（21日（木）予備日）
	23	土	祝日授業実施日
	25	月	博士論文草稿提出期間＜博士3年次・対象者＞（～9月29日（金））
10	2	月	履修修正・履修中止期間（～3日（火））
	9	月	祝日授業実施日
	18	水	創立記念日/授業実施日
	19	木	浜風祭に伴う休講期間（～20日（金））
	21	土	浜風祭（～22日（日））
	23	月	浜風祭に伴う休講日
11	3	金	祝日授業実施日
	21	火	推薦入試に伴う休講日（～24日（金））
	27	月	研究テーマ、指導教員の希望調査＜修士1年次＞（～11月29日（水））
			博士論文提出期間＜博士3年次＞（～12月1日（金））
12	23	土	冬季休業開始・事務局閉鎖期間（～1月5日（金））
(2024年) 1月	9	火	秋学期授業再開
	13	土	大学入学共通テスト実施にともなう休講日
	16	火	修士論文・修士研究報告提出期間＜修士2年次＞（～17日（水））
	22	月	秋学期授業終了
			修士課程 春学期T.A.応募申請期限
	23	火	補講日（～24日（水））
	25	木	春季休業開始
2	1	水	研究報告（論文）提出期限＜博士3年次＞
	14	水	最終試験＜修士2年次＞（予備日：2月15日（木））
3	20	水	学位記授与式

4/29 ～ 5/5 はオンライン（オンデマンド）授業を実施し、学内では授業を行わない

大学院カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー

【カリキュラム・ポリシー】

言語科学研究科は、建学の理念に基づき、言語科学の観点から行われる言語研究、言語教育研究、コミュニケーション研究によって、人間理解、国際・異文化交流を促進し、社会と世界の平和と発展に寄与することを教育理念としています。この理念に立ち、人間の知的活動の基礎である言語、および、その教育とコミュニケーションについて、主に日本語と英語を中心に、その特性や実態を研究し、「ことばの専門家」として先導的な役割を果たす人材を育成することを教育目標としています。その教育目標を実現するために、以下の方針のもとに教育課程（カリキュラム）を編成し、実施しています。

修士課程（博士前期課程）にあっては、日本語と英語を中心とした言語、言語教育、コミュニケーションの各分野の研究科目、演習科目、技術科目を設置し、これらの分野の基礎研究に従事する研究者や社会の要請に実践的にこたえることができる高度専門職業人を養成します。さらに、修士論文または修士研究報告を完成し、自己の研究を専門分野の中に位置づけ、研究の成果と意義について客観的に把握する能力を育てます。

博士後期課程にあっては、言語と言語教育の分野の研究科目、演習科目を設置し、これらの分野で、先導的かつ指導的役割を果たすことができる専門家を養成します。さらに、博士論文の完成にむけて、毎年次、論文指導演習を履修し、研究を計画的に進めることで、専門家としての能力を育てます。

博士前期課程２年間、博士後期課程３年間を通じて、専門家としての責任感と倫理性をもって、その研究や業務を遂行する能力を育てます。

【ディプロマ・ポリシー】

言語科学研究科は、建学の理念に基づき、言語科学の観点から行われる言語研究、言語教育研究、コミュニケーション研究によって、人間理解、国際・異文化交流を促進し、社会と世界の平和と発展に寄与することを教育理念としています。この理念に立ち、人間の知的活動の基礎である言語、および、その教育とコミュニケーションについて、主に日本語と英語を中心に、その特性や実態を研究し、「ことばの専門家」として先導的な役割を果たす人材を育成することを教育目標としています。その教育目標を実現するための教育課程（カリキュラム）を編成・実施し、以下のように課程を修了した者に対して学位を授与します。

修士課程（博士前期課程）にあっては、広い視野に立って豊かな学識を授け、専門分野における研究能力や高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的としています。所定の年限在籍して、定められた要件単位を修得し、かつ、修士論文または修士研究報告の審査および試験に合格した者に修士の学位を授与します。

博士後期課程にあっては、専攻分野について、自律して研究を行うのに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としています。所定の年限在籍して、定められた要件単位を修得し、かつ、研究指導を受け、標準修業年限内に博士論文の審査および試験に合格した者に博士の学位を授与します。

Ⅰ. 博士前期課程

1．授業科目一覧

群	科目No.	授業科目名	単位数	開講時期	担当教員	日本語学コース	日本語教育学コース
共通科目群	R30	言語科学演習A	2	通年	休　講	●	●
	R31	言語科学演習B	2	通年	堀　場　裕紀江	●	●
	R38	言語科学演習C	2	通年	遠　藤　喜　雄	●	●
	R33	言語科学演習D	2	通年	岩　本　遠　億	●	●
	R34	言語科学演習E	2	通年	木　川　行　央	●	●
	R61-R64	修士研究	2	通年	堀場裕紀江(R61)、木川行央(R62)、岩本 遠億(R63)、遠藤 喜雄(R64)	★	★
	Q05	統計処理法	4	通年	Park Siwon	◎	◎
	T01	日本語アカデミックライティングⅠ	4※	通年	松　尾　　章		
	T02	日本語アカデミックライティングⅡA	2※	通年	服　部　葉　子		
	T03	日本語アカデミックライティングⅡB	2※	通年	髙　橋　優　美		
言語研究科目群	P21	言語学概論	4	春学期	岩　本　遠　億	◎	◎
	P07	日本語学研究（音声・音韻）	4	春学期	木　川　行　央	◎	◎
	P23	日本語学研究（統語）	4	通年	遠　藤　喜　雄	◎	◎
	P24	日本語学研究（語彙・意味）	4	通年	岩　本　遠　億	◎	◎
	P09	日本語学研究（方言・日本語史）	4	秋学期	木　川　行　央	◎	◎
	P22	日英対照言語研究	4	通年	遠　藤　喜　雄	◎	
	P10	日中対照言語研究	4	通年	井　上　　優	◎	
	P11	日韓対照言語研究（院）	4	通年	浜之上　　幸	◎	
	P12	日西対照言語研究	4	通年	Arsenio Sanz	◎	
	P13	言語習得研究	4	休講			
	P19	言語学特論	4	休講			
言語教育研究科目群	Q02	応用言語学研究	4	通年	堀　場　裕紀江		◎
	Q32	日本語習得研究	4	春学期	堀　場　裕紀江	◎	◎
	Q04	評価法研究	4	秋学期	堀　場　裕紀江		◎
	Q15	日本語教育学研究	4	通年	堀　場　裕紀江		◎
	Q16	日本語教育文法研究	4	秋学期	岩　本　遠　億		◎
	Q17	日本語教育教材研究	4	通年	上　原　由美子		◎
	Q18	言語教育学特論	4	休講			
	Q21	日本語教育実習A	2	休講			◎
	Q22	日本語教育実習B	2	秋学期	徳　永　あかね		◎
言語文化研究科目群 コミュニケーション	R43	異文化コミュニケーション研究	2	休講			◎
	R04	日本研究	4	通年	町　田　明　広		◎
	R05	言語文化研究	4	通年	遠　藤　喜　雄	◎	◎
	R06	比較文化論	2	休講			
	R07	比較文学研究	2	秋学期	Mustatea Alexandra		
	R08	談話分析研究	4	通年	遠　藤　喜　雄	◎	
	P14	社会言語学研究	4	通年	Sau Kuen Fan	◎	◎

休講科目：「言語習得研究」「言語学特論」「言語教育学特論」「日本語教育実習A」「異文化コミュニケーション研究」「比較文化論」

●‥必修科目　◎‥選択必修科目　★‥２年次必修科目

※「日本語アカデミックライティングⅠ」「日本語アカデミックライティングⅡA」「日本語アカデミックライティングⅡB」の修得単位は、修了要件および学位論文提出資格要件には含まれない。

２．博士前期課程の修了要件について

博士前期課程の修了要件は、当該課程に２年以上在学し、次の選択肢のいずれかを満たすことです。

【１】 研究テーマに関連する科目を中心に履修して32単位以上を修得し、かつ、研究した結果を「修士論文」としてまとめて提出し、最終試験に合格すること。

【２】 専攻および関連分野から幅広く科目を履修して40単位以上を修得し、かつ、調査研究した内容を「修士研究報告」としてまとめて提出し、最終試験に合格すること。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者は大学院に１年以上在学すれば足りるものとします（この場合、必修である演習科目は１年間４単位でよい）。

修士論文および修士研究報告については「神田外語大学学位規定」を参照してください。

⑴ 単位修得方法

学生は、１年次については、担任教員の指導を受けて単位を修得し、１年次末に修士論文または修士研究報告の研究題目の内容に基づいて指導教員を定めます。２年次には、その指導教員の指導を受けて単位を修得します。なお、指導教員を変更する事由が生じた場合は、「指導教員変更願」に、新･旧指導教員の承認を得て、教務部大学院担当に提出してください。

① 履修に関する修了要件

授業科目一覧（Ⅰ．1.）を参照し、下記の修了要件表の「修士論文の場合」または「修士研究報告の場合」の修了要件を充たしてください。

② 演習は、１年次に２科目以上履修しなければなりません。

③ ２年次において、「修士研究」に登録しなければなりません。

④ 入学時に第１外国語以外の外国語４単位以上を未修得の場合は、外国語学部の「選択外国語科目」の中から、第１外国語以外の外国語４単位を修得しなければなりません。この場合、なるべく１年次に履修してください。履修にあたっては、履修登録期間に、「履修届」に、「担任または指導教員」および「学部授業担当教員」の承認を得て提出したうえで、ＷＥＢ履修登録を行ってください。

⑤ 日本語学専攻の学生で、外国語学部の「日本語学概論」、またはそれに対応する科目を未修得の場合は、１年次において学部の「日本語学概論」を修得するか、別途定める試験に合格しなければなりません。

修了要件表

全専攻・全コース共通

科目の扱い	科目の種類	修士論文の場合	修士研究報告の場合
必修科目	言語科学演習、修士研究	６単位	６単位
選択必修科目	◎印の科目の中から修得しなければならない。	12単位	12単位
選択科目	印のない科目の中から修得できる。	14単位※	22単位※
合計		32単位※	40単位※

※「日本語アカデミックライティングⅠ・Ⅱ」の単位は含めない。

・１年次には言語科学演習を２科目以上履修しなければならない。

・２年次には、修士研究を履修しなければならない。

・言語科学演習は、２年次に１年次と同じ科目を重複履修した場合も、単位が加算される。

・修了要件を超えて修得した必修科目、選択必修科目の単位は選択科目の単位として認められる。

〈重複履修について〉

全ての科目について重複（繰り返し）履修することができます。ただし、演習科目と特論科目についてのみ単位を得ることができます。

⑵ 履修手続

① 履修登録について

（イ）当年度に履修しようとするすべての科目を履修届に記入し、担任教員の承認を受けてください。担任教員の承認後、履修登録期間内にWEB履修登録を行ってください。WEB履修登録の方法は、別紙の「WEB履修登録について」を確認してください。

履修届の変更・追加は原則として認めません。履修届を未提出のまま授業に出席しても単位は認定されません。

（ロ）科目の「聴講」（単位にはならない）は自由ですが、受講者数等の問題から科目担当教員の了承を得ることが条件となります。尚、聴講の場合は履修届に記入する必要はありません。

（ハ）履修登録の流れ、提出書類等について

手続き	手続き期間	手続き方法
「履修届」提出 およびWEB履修登録	履修登録期間 ４月第３週～４週	１）「履修届」に必要事項を記入し（春学期・秋学期・通年科目）担任教員の承認を受け、教務部へ提出する。 ※必ずコピーをとり、自分の控えとすること。 ２）Campus WebでWEB履修登録を行う。（春学期・通年科目）
「履修登録修正願」提出 およびWEB履修修正	履修修正期間 （春学期） ５月第２週	１）履修登録期間終了後、Campus Webの履修登録内容に誤りがないか確認する。履修科目を変更する場合は、必ず担任教員の承認を受け、「履修登録修正願」を、教務部へ提出すること。 ２）履修登録した科目に誤り又は変更があった場合、Campus WebのWEB履修登録画面から修正を行う。
	履修修正期間 （秋学期） ９月第３週～４週	１）４月に登録した秋学期科目の取消又は、４月に登録をしなかった秋学期科目の追加がある場合、「履修登録修正願」を記入し、担任教員の承認を受け、教務部へ提出する。 ２）Campus WebでWEB履修登録を行う。（秋学期科目）

② 「履修届」記入上の注意点

Ａ．大学院開講科目記入欄

授業科目一覧から修了要件に従って科目を選択し、登録してください。修士論文指導を受ける為の条件として１年次に16単位以上、また修士研究報告は20単位以上の修了要件単位の修得が必要です。それぞれの修了要件を充たすように、２年次における履修予定も慎重に考慮の上、記入してください。

Ｂ．学部開講科目記入欄

（イ）学部卒業時に第1外国語以外の外国語4単位を履修していない者は、学部時間割を参照の上、記入してください。

（ロ）学部開講科目の履修は担任または指導教員が必要と認めた場合のみ可能（8単位まで）ですが、受講者数等の問題から科目担当教員の了承を得ることが条件となります。

（ハ）学部開講科目を履修する場合には、B欄への記入してください。

（ニ）学部開講科目の履修による修得単位は、原則としてすべて学部の単位として認められます。大学院科目の履修とはみなされません。

⑶　単位の認定および成績評価

授業科目の履修単位は、筆記試験、口述試験、またはレポートにより認定を行います。

①　担当教員が必要に応じて適宜、試験を実施することとなっていますが、科目によっては試験時間割を編成して実施することもあるので、履修者は教員の指示に注意してください。

②　学部の授業科目を履修している者は、試験時間割、その他学部の掲示に注意してください。

③　口述試験又はレポートにより単位認定を行う授業科目については、必要に応じてその都度掲示するので注意してください。

④　各授業科目の成績は、Ａ＋・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｆの5種とし、Ａ＋・Ａ・Ｂ・Ｃを合格とします。

※ただし「日本語教育実習Ａ・Ｂ」及び「日本語アカデミックライティングⅠ・Ⅱ」はＰ（合格）またはＦ（不合格）での評価とします。

⑤　ＧＰＡについて

ＧＰＡとは、Grade Point Averageの略で、学業結果を総合的に判断する指標となるものです。ＧＰＡは、個々の履修登録科目のＧＰ（Grade Point）にその科目の単位数をかけ、その総和を履修登録科目の総単位数で割ることにより算出します。「Ｆ」評価（不合格）の科目は、GPA計算時の対象とします。ただし、認定科目（「Ｐ」／「Ｆ」評価の科目）は、算出対象外とします。

※GPAの算出は、2021年度入学者から行います。

【成績評価基準およびGPA算出基準】

評点	評　価	GPA	合否
100～90点	Ａ＋	4.0	合　格
89～80点	Ａ	3.0	
79～70点	Ｂ	2.0	
69～60点	Ｃ	1.0	
（認　定）	Ｐ	―	
59～ 0点	Ｆ	0	不合格

提出日　　年　　月　　日

2023年度　履　修　届

この履修届のコピーをとり、自分の控えとすること。

学籍番号		氏　名		
専攻		コース		※変更 あり・なし

教員承認欄

※2年生はどちらかに〇をすること。変更の場合は変更後のコースを記載。

□　学部卒業時に第1外国語以外の外国語4単位を修得しているか。　1．修得済み　2．未修得

□　「日本語学概論」(又はそれに相当する学部科目）の単位を修得しているか。　1．修得済み　2．未修得

□　日本語教育教員養成プログラム修了証の取得を希望するか。　1．希望する　2．希望しない

＊希望者は入学した年度の履修案内の条件を充たすように、計画的に履修してください。

A）大学院開講科目記入欄

	科目Ｎｏ．			科　目　名　（開講時期）どちらかに〇	単位	1必修 2選必 3選択 4重複	※日本語教育教員養成プログラム
通年・春学期科目				（通年・春学期）			
				（通年・春学期）			
				（通年・春学期）			
				（通年・春学期）			
				（通年・春学期）			
				（通年・春学期）			
				（通年・春学期）			
				（通年・春学期）			
				（通年・春学期）			
秋学期科目							

※日本語教育教員養成プログラム取得要件科目に該当する科目に〇をしてください（希望者のみ)。

	単位合計	1必 修	2選必	3選 択	4重 複
既修得単位					
今期履修単位					

B）学部開講科目記入欄　※学部担当教員の承認が必要です。

科目名	通年/春/秋	単位数	曜日	時限	科目担当教員　承認欄

履修届の記入方法

1．学籍番号・氏名・専攻・コースを記入してください。
　２年生でコースを変更する場合は、コース記入欄へ変更後のコースを記入し「変更あり」に○をつけてください。

2．第１外国語以外の外国語､「日本語学概論」（又はそれに相当する学部科目）の単位修得について、１あるいは２に○をつけてください。

3．日本語教育教員養成プログラム修了証の希望の有無について、１あるいは２に○ をつけてください。

4．本年度、履修登録予定の科目をＡ欄に記入してください。
⑴　科目Ｎｏ.は、I.1.の授業科目一覧を参照してください。
⑵　区分コード「必修・選択必修・選択」区分については、選択するコースにより異なりますから、各自確認して、下記の数字を「区分コード」欄に記入してください。
　１　必修科目（●・★の科目）
　２　選択必修科目（◎の科目）
　３　選択科目（上記以外の科目）
　４　演習・特論以外の重複履修科目（過去に単位修得した科目）

5．日本語教育教員養成プログラムを希望する方は、履修登録する科目がそれぞれの取得要件に該当する場合は、各欄に○を記入してください。

6．単位数を集計し、合計・必修・選必・選択・重複欄にそれぞれ記入してください。

7．学部の科目を履修する場合は、Ｂ欄に科目名を記入し、学部の科目担当教員承認欄に署名をもらってください。

8．最後に、教員承認欄に、１年次は担任教員、２年次は論文指導教員の確認を受けた後、署名をもらい、必ず、提出期限までに教務部大学院担当まで提出してください。なお、履修届のコピーは各自でとって控えとしてください。

3．学位論文

〈修士論文・修士研究報告〉

・修士論文：修士論文は専攻分野における研究能力を有するか否かを判定するためのものです。

・修士研究報告：修士研究報告は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有するか否かを判定するためのものです。

〈提出資格・作成要領・製本要領・提出日程〉

	修士論文	修士研究報告
⑴提出資格	登録時に大学院授業科目の必修科目、選択必修科目、その他を合わせて16単位以上修得していること（ただし、「日本語アカデミックライティングⅠ・Ⅱ」の単位は含めない）	登録時に大学院授業科目の必修科目、選択必修科目、その他を合わせて20単位以上修得していること（ただし、「日本語アカデミックライティングⅠ・Ⅱ」の単位は含めない）
⑵作成要領 ①提出書類	修士論文３部（正本および副本２部）・修士論文の本文の長さは、和文の場合は30,000字、英文の場合は、10,000語を目安とします（ただし、添付資料は数に含めません）。 ・論文要旨：和文2,000字以内；英文A４用紙１ページ程度 ・執筆言語：日本語または英語。ただし、日本語を母語としない学生は日本語で執筆のこと	修士研究報告２部（正本および副本１部）・修士研究報告の本文の長さは、和文の場合15,000字、英文の場合は、5,000語を目安とします（ただし、添付資料は数に含めません）。 ・修士研究報告要旨：和文2,000字以内；英文A４用紙１ページ程度 ・執筆言語：日本語または英語。
②書式	次の要領で作成してください。大学院共同研究室にある見本を参照のこと ・白紙A４サイズ ・ワープロを使用のこと ・印刷は黒インク ・横書き ・副本はコピー可 ・余白 上端　2.5cm（ただし、題目・章などの内容の区切りに当たる場合は、英文では５cm、和文では3.5cmを目安とします） 下端　2.5cm 左端　3.0cm 右端　2.5cm ・字体和文の場合は、明朝10.5ポイント、英文の場合はTimes New Roman12ポイントまたはCentury10.5ポイント ・一行文字数は全角で35文字（半角70文字）、行数は30行	

⑶製本要領	① 修士論文３部は、それぞれ市販のバインダーに綴じ、製本された状態で提出すること ② 綴じ方は、左側穴あき横綴じとします。 ③ 表紙・中表紙は、見本に倣って、指定された項目を記入してください。 ④ 要旨を中表紙の後に綴じること ⑤ 製本見本は大学院共同研究室にあります。	① 修士研究報告２部は、それぞれ市販のバインダーに綴じ、製本された状態で提出すること ②～⑤ は左記同様
⑷提出日程	① 修士論文・修士研究報告を提出しようとするものは、２年次の４月に論文・修士研究報告題目と指導教員の登録をしてください。 ② 論文・修士研究報告に関わる日程は、原則として以下の通りです。 なお、日程の詳細は、各年度の学年暦を見てください。 ・題目と指導教員の登録　４月第３週～第４週 ・中間発表　９月後期授業開始後 ・提出　１月第３週　午後４時45分まで ・最終試験　２月第３週 ・保存版提出：最終試験審査結果発表後、３月中旬まで（修士論文は２部、修士研究報告は１部） ＊ 提出期限は厳守してください。所定の日時を過ぎた修士論文・修士研究報告および関係書類は、理由の如何に関わらず受け付けません。 ③ 登録変更 イ．題目と指導教員の登録をした者で、修士論文から修士研究報告への変更をまたは修士研究報告から修士論文への変更を希望する者は、提出日の２ヶ月前までに指導教員の承認を得たうえで、登録変更願いを提出しなければなりません。登録変更の可否は研究科会議の議を経て通知します。 ロ．修士論文・修士研究報告を提出する際は、指導教員の承認を得た「修士論文・修士研究報告審査願書」を一緒に教務部へ提出しなければなりません。	
⑸半期修了について	① 在籍２年を越え、所定の単位を修得し、修士論文・修士研究報告の審査および最終試験のみを残した学生は、その年度の登録時に、指導教員の承認を得て、修士論文・修士研究報告の題目と指導教員を登録し、前期末に修士論文・研究報告の審査を受けることができます。この審査および最終試験に合格した学生は前期末日付けで、修士の学位が授与されます。 ② 提出に関わる日程は、原則として以下の通りです。なお、日程の詳細は、各年度の学年暦を見てください。 ・題目と指導教員の登録　４月第３週～第４週 ・提出　５月末　午後４時45分まで ・最終試験　７月上旬 ・保存版提出：最終試験審査結果発表後、３月中旬まで（修士論文は２部、修士研究報告は１部） ＊ 提出期限は厳守してください。所定の日時を過ぎた修士論文・修士研究報告および関係書類は、理由の如何に関わらず受け付けません。	

《修士論文》　見本

和文①表紙

修士論文
論文題目

神田外語大学
言語科学研究科

提出年月日
提出者氏名

②中表紙

修士論文
論文題目
神田外語大学
言語科学研究科
提出年月日
提出者氏名
論文指導教員氏名

英文①表紙

MA Thesis
Title
Author
Date of Submission

Graduate School of
Language Sciences
Kanda University of
International Studies

②中表紙

Title
Author
MASTER OF ARTS
Graduate School of
Language Sciences
Kanda University of
International Studies
Date of Submission
Thesis Supervisor

《修士研究報告》　見本

和文　表紙および中表紙

修士研究報告
題　　目

神田外語大学
言語科学研究科

提出年月日
提出者氏名

英文　表紙および中表紙

RESEARCH REPORT
Title
Author
Date of Submission

Graduate School of
Language Sciences
Kanda University of
International Studies

４．日本語教育教員養成プログラム修了証の取得について

日本語教育教員養成プログラム修了証は、コースにかかわらず以下の条件を満たした者に博士前期課程修了時に与えられます。

１．下の表にある領域全体から合計28単位以上修得する。
２．領域区分(c)の＊印のついた科目のうち１つを必修とする。
３．領域区分(d)の＊印のついた科目は全て必修とする。
４．領域区分(e)の日本語学研究から１科目（４単位）を必修とする。かつ、領域区分(e)から計８単位以上修得する。

	領　　域	区　　分	科　目　名	単位		単位
コミュニケーション	社会・文化・地域に関わる領域	(a)社会・文化・地域	日本研究	4		28
			比較文化論	2		
			比較文学研究	2		
		(b)言語と社会	社会言語学研究	4		
			言語文化研究	4		
			異文化コミュニケーション研究	2		
	教育に関わる領域	(c)言語と心理	＊応用言語学研究	4	＊どちらか必修	
			＊日本語習得研究	4		
			言語教育学特論	4		
			言語習得研究	4		
		(d)言語と教育	＊日本語教育学研究	4	＊全て必修	
			＊日本語教育文法研究	4		
			日本語教育教材研究	4		
			評価法研究	4		
			＊日本語教育実習Ａ・Ｂ	2		
	言語に関わる領域	(e)言語	言語学概論	4	日本語学研究から１科目（４単位）必修かつ計８単位以上	
			日本語学研究（音声・音韻）	4		
			日本語学研究（統語）	4		
			日本語学研究（語彙・意味）	4		
			日本語学研究（方言･日本語史）	4		
			日英対照言語研究	4		
			日中対照言語研究	4		
			日韓対照言語研究（院）	4		
			日西対照言語研究	4		
			談話分析研究	4		

５．2023年度　授業時間割（博士前期課程）

（注意）時間割の掲載内容に変更が生じる場合には、掲示によってお知らせします。

		月		火		水		木		金	
		科目名	担当教員	科目名	担当教員	科目名	担当教員	科目名	担当教員	科目名	担当教員
１限	９：00 ～ 10：30	日中対照言語研究	井上					比較文学研究（秋学期） 日本語アカデミックライティングⅢB	Mustatea 高橋	日本語教育実習B（秋学期）	徳永
２限	10：40 ～ 12：10	言語科学演習B 日本語アカデミックライティングⅡA	堀場 服部	日本語学研究（語彙・意味）	岩本			日本語教育学研究	堀場	言語科学演習D	岩本
３限	13：10 ～ 14：40	日本語習得研究（春学期） 評価法研究（秋学期） 言語文化研究	堀場 堀場 遠藤	言語学概論（春学期） 日本語教育文法研究（秋学期） 社会言語学研究	岩本 岩本 Fan	日本語アカデミックライティングⅠ	松尾	応用言語学研究 日韓対照言語研究（院）	堀場 浜之上	言語学概論（春学期） 日本語教育文法研究（秋学期）	岩本 岩本
４限	14：50 ～ 16：20	日本語習得研究（春学期） 評価法研究（秋学期） 日英対照言語研究	堀場 堀場 遠藤	日本語学研究（音声・音韻）（春学期） 日本語学研究（方言・日本語史）（秋学期）	木川 木川	日本語アカデミックライティングⅠ	松尾	談話分析研究 日本研究	遠藤 町田	日本語学研究（音声・音韻）（春学期） 日本語学研究（方言・日本語史）（秋学期）	木川 木川
５限	16：30 ～ 18：00	言語科学演習C	遠藤	統計処理法	Park	日西対照言語研究(院) 日本語教育教材研究	Sanz 上原	日本語学研究（統語）	遠藤	言語科学演習E	木川

学部生が履修可能な大学院開講科目一覧

＜全科目共通履修条件＞

１．科目担当教員の承認を事前に受けること。

２．学部３・４年次生であること。

（注意）以下の科目の講義概要については、電子シラバスの大学院科目欄を参照のこと。

科　目　名	単位数	開講時期	担当教員名	履修条件（学部科目）
言語学概論	4	前期	岩　本　遠　億	特になし
日本語学研究 （語彙・意味）	4	通年	岩　本　遠　億	日本語学Ⅱを修得済
日本語学研究（統語）	4	通年	遠　藤　喜　雄	日本語学概論または日本語学Ⅱ または英語学概論を修得済
日本語学研究 （方言・日本語史）	4	後期	木　川　行　央	特になし
日英対照言語研究	4	通年	遠　藤　喜　雄	英語学概論または日本語学Ⅱを修得済
日中対照言語研究	4	通年	井　上　　優	特になし
日韓対照言語研究（院）	4	通年	浜之上　　幸	特になし
日西対照言語研究	4	通年	Arsenio Sanz	特になし
日本語教育学研究	4	通年	堀　場　裕紀江	日本語教授法を修得済
日本語教育文法研究	4	通年	岩　本　遠　億	日本語学Ⅱを修得済
日本語教育教材研究	4	通年	上　原　由美子	日本語教授法を修得済
言語文化研究	4	通年	遠　藤　喜　雄	特になし
比較文学研究	2	後期	Mustatea Alexandra	特になし
談話分析研究	4	通年	遠　藤　喜　雄	英語学概論または日本語学概論 または日本語学Ⅱを修得済
日本研究	4	通年	町　田　明　広	特になし
社会言語学研究	4	通年	Sau Kuen Fan	コミュニケーション論Ⅰ・Ⅱを修得していることが望ましい

Ⅱ．博士後期課程

１．授業科目一覧及び博士後期課程の修了要件について

科目No.	授業科目名	単位数	開講時期	担当教員名	①論文指導演習となることのできる科目	②選択必修演習となることのできる科目
L01	言語学特論演習	4	通年	岩本　遠億		
L11	言語学特殊研究A	4	通年	遠藤　喜雄		
L12	言語学特殊研究B	4	通年	浜之上　幸		
L13	言語学特殊研究C	4	通年	Sau Kuen Fan		
L03	英語学特論演習	4	休講		○	○
L04	英語学特殊研究	4	休講			
L05	英語教育学特論演習	4	休講		○	○
L06	英語教育学特殊研究	4	休講			
L07	言語教育学特論演習	4	通年	堀場　裕紀江	○	○
L08	言語教育学特殊研究	4	通年	堀場　裕紀江		
L09	日本語学特論演習	4	通年	木川　行央	○	○
L10	日本語学特殊研究A	4	秋学期	木川　行央		
L11	日本語学特殊研究B	4	通年	岩本　遠億		

＜2023年度　休講科目＞

英語学特論演習、英語学特殊研究、英語教育学特論演習、英語教育学特殊研究

科目選択・履修にあたっては、下記の各項をすべて満たさなければなりません。

①　論文指導演習に所属すること。

論文指導演習は、表上①欄で○印のついた科目の中から１科目を選択し、原則として在学３年間同じ演習に所属します。この場合、自分の指導教授の担当科目を選択しなければなりません。また、論文指導演習は単位にはなりません。

②　選択必修演習を４単位（１科目）履修すること。

選択必修演習は、表上②欄で○印のついた科目の中から１科目を履修します。この場合選択する科目は、上記①の論文指導演習と異なる科目でなければなりません。

③　単位を合計12単位（３科目）履修すること。

上記①、②で選択しなかった科目の中から、８単位以上（２科目以上）を履修します（上記②選択必修演習４単位とあわせて12単位以上となる）。この場合、特論演習を、選択必修演習で選ばなかった科目の中から選択したい場合には、４単位（１科目）まで履修することができます。

※博士後期課程で開講されている科目は、同一科目であっても複数回履修でき、単位も修得できます。ただし、修了要件単位とすることができるのは一回限りです。

また、修士課程の授業科目は自由に履修することができますが、博士後期課程の修了要件単位として組み入れることができるのは、博士後期課程の科目として当該指導教員が適当と認めた科目について４単位までとします。組み入れを希望する場合は、履修届該当欄に明記し、単位修得後に「単位組み入れ申請書」を教務部大学院担当に提出してください。

④　授業科目の履修単位は、筆記試験又は口述試験もしくはレポートにより認定を行います。

各授業科目の成績はA^+・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｆの５種とし、A^+・Ａ・Ｂ・Ｃを合格とします。ただし論文指導演習はＰ（合格）Ｆ（不合格）で成績評価とします。

2. 学位論文

＜博士論文＞

⑴ 研究指導分野と担当者

研究指導分野	担当教員名	主研究テーマ
言語教育学特別研究	教授　堀場裕紀江	第二言語または外国語の習得と使用、および、学習指導と教育に関わる、主に認知心理学的・言語学的・教育学的アプローチによる実証的・理論的・記述的研究を扱う。
日本語学特別研究	教授　岩本　遠億	語彙と意味の諸相に関する理論的・記述的研究で、日本語および日本語と他言語との対照を研究対象とするもの。語彙意味論と統語論との接点、語彙意味論と文脈・語用との接点についての研究を含む。
日本語学特別研究	教授　木川　行央	実態調査によって得たデータからの日本語のバリエーションの記述分析。 特に、方言をはじめとする地域的な変異や現代日本語の社会的な変異について、その変化を含めた考察。

上記担当教員は博士論文の研究指導にあたります。

⑵ 博士論文提出資格

・博士論文を提出するには以下の条件を満たしていなければなりません。

1．博士後期課程に２年以上在学していること

2．語学能力試験に合格していること

3．所定の授業科目について６単位以上修得し、必要な研究指導を受けていること

4．全国的もしくは国際的な学会誌またはそれに準ずる刊行物（査読制が望ましい）に博士論文に関連した研究論文または掲載確約論文が１編以上あること。なお、この論文の著者が連名の場合は、博士論文提出希望者が第一著者であること。

・在学中に提出する場合、２年次に博士論文作成計画書を提出し、３年次の４月に草稿を提出する必要があります。

・退学後に提出を希望する場合には、退学時に研究報告（論文）を提出し、審査に合格しなければなりません。研究報告の審査に合格した者は、退学後３年以内に博士論文を提出することができます。

・ただし、博士論文提出までの期間は、博士後期課程入学後７年を超えることはできません。

⑶ 博士論文作成計画書の内容

① 計画書の長さ

和文で12,000字程度、ワープロ原稿（Ａ４用紙を使用）で提出。

② 項目

①予定論文題目　②研究対象　③研究意義　④研究方法　⑤文献調査

③ 提出先

主指導教員に提出してください。

④ 審査

計画書の審査は行いません。そのかわり、主指導教員と副指導教員の二人で計画書を点検し、必要があれば、学生に指導を行ったうえで、計画書を受理します。

⑷　博士論文草稿の内容

和文の場合は、100,000字以上、英文の場合は30,000語以上の長さで、下記⑺②の書式規定に従い、ワープロ原稿（Ａ４用紙を使用）とします。ただし、添付資料は数に含めません。

⑸　草稿、博士論文の提出・審査等日程（詳細は各年度の学年暦を見てください）

４月パターン

２年次	2023年４月第２週～第３週	博士論文作成計画書の提出期間
	９月第２週～第３週	同計画書の再提出期間
３年次	４月第２週～第３週	博士論文草稿の提出期間
	６月中旬	草稿の審査結果通知（注）
	11月第４週～12月第１週	博士論文の提出期間
	2024年２月初旬	博士論文審査結果の決定と口述試験の通知
	２月中旬	口述試験
	２月下旬	口述試験結果発表（11：00）
	３月中旬	学位記授与式

退学後に提出する場合も上記３年次のスケジュールに従います。

博士論文草稿の提出は10月にも行うことができます。また、４月に提出し、再提出を要求された場合も、10月に再提出ができます。この場合のスケジュールは次のようになります。

10月パターン

2023年９月第４週	博士論文草稿の提出期間
12月中旬	草稿の審査結果通知（注）
2024年５月第５週～６月第１週	博士論文の提出期間
７月初旬	博士論文審査結果の決定と口述試験の通知
７月中旬	口述試験
７月下旬	口述試験結果発表（11：00）
９月中旬	学位授与日
2025年３月中旬	学位記授与式

（注）草稿の合格の有効期限は１年であり、草稿合格後１年以内に本論文を提出しなければなりません。

⑹　退学後に博士論文の提出を希望する場合の手続きについて（学位規程第５条４項）

退学後に博士論文の提出を希望する場合には、研究報告（論文）を提出し、審査に合格しなければなりません。

①研究報告（論文）の提出時期を、３月退学の場合は２月第１週とし、９月退学の場合は６月第４週とします。

②研究報告（論文）は、在籍中の研究のまとめ、博士論文の主題、論文作成の計画を具体的に説明したものとします。提出はワープロ原稿Ａ４版が望ましく、英文なら１ページ30行、１行70桁で、和文なら１ページ30行、１行35文字を基準とし、長さについては上記が過不足なく記述されたものとします。

③研究報告（論文）の作成に当たっては、前項の基準に従って、指導教員が指導します。

④審査は、主査（指導教員）と副査（副指導教員）１名によって行います。

⑤審査に合格した者に対しては、後期課程会議の議を経て、研究科長から「博士論文提出資格者」としての資格を与えます。

⑥前項の判定と通知は、３月退学の場合は３月31日まで、９月退学の場合は９月15日までに行います。

⑦博士論文提出資格者が、博士論文の提出に先だって、草稿提出等による研究指導を求めてきた場合、大学はこれに対応するものとします。この際、在籍者に準じて取扱い、費用は徴しません。

備考：博士論文提出資格を得なかった者のうち、次年度に学籍を延長した者は、研究報告（論文）を再度提出して、審査を受けることができます。学籍の延長は、最低半期とします。再度審査を受けることのできる回数は、１回限りとします。

⑺ 博士論文の作成要領

① 提出書類　a．大学院学位（博士）論文審査願書

b．履歴書（書式は自由）

c．研究業績書（書式は自由）

d．博士論文
e．博士論文要旨（博士論文の冒頭に綴じる）　} ５部

・博士論文の本文の長さは、和文の場合100,000～150,000字程度、英文の場合は30,000～50,000語程度を目安とします。ただし、添付資料は数に含めません。

・博士論文要旨は、Ａ４用紙２～３ページ程度

② 書　　式　a．執筆言語：日本語または英語

b．使用する用紙、筆記用具、複写等

・白紙Ａ４サイズ

・日本語はワープロまたは手書きとし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙を使用

・英文はワープロまたはタイプを使用のこと

・印刷は黒インク

・横書き

・副本はコピー可

・余白

上端2.5cm（ただし、題目･章などの内容の区切りに当たる場合は、英文では５cm、和文では3.5cmを目安とします）

下端2.5cm

左端3.0cm

右端2.5cm

・字体：和文の場合は、明朝10.5ポイント、英文の場合はTimes New Roman12ポイントまたはCentury10.5ポイント

・一行文字数は、全角で35文字（半角で70文字）、一ページ行数は30行とします。

⑻ 製本要領

① 博士論文５部は、それぞれ市販のバインダーに綴じ、製本された状態で提出すること。

② 綴じ方は、左側二穴あき横綴じとします。

③ 表紙・中表紙は、以下の見本に倣って、指定された項目を記入してください。

④ 要旨を中表紙の後に綴じること。

《博士論文》　見本

和文　表紙

論文題目

神田外語大学
言語科学研究科博士後期課程

提出年月日

提出者氏名

中表紙

論文題目

神田外語大学
言語科学研究科博士後期課程

提出年月日

提出者氏名

論文指導教授氏名

英文　表紙

Title
Author

Date of Submission

Graduate School of
Language Sciences
Kanda University of
International Studies

中表紙

Title
Author

Date of Submission

Graduate School of
Language Sciences
Kanda University of
International Studies

Thesis Supervisor

３．語学能力試験

学生は入学試験で選択した言語以外の１言語の語学能力試験に合格しなければなりません。入学試験を英語で受験した場合および母語が英語の場合は、以下の（　　）内の言語の中から母語以外の言語を選択し受験してください。日本語で受験した場合は英語を受験して下さい。なお、語学能力試験で求められる外国語の能力とは、当該専門分野の研究論文を，辞書を用いて理解できる程度の能力とします。
（日本語・中国語・韓国語・スペイン語・ブラジルポルトガル語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・フランス語・ドイツ語）

４．2023年度　授業時間割（博士後期課程）

（注意）時間割の掲載内容に変更が生じる場合には、掲示によってお知らせします。

		月		火		水		木		金	
		科目名	担当教員	科目名	担当教員	科目名	担当教員	科目名	担当教員	科目名	担当教員
1限	9：00 ～ 10：30										
2限	10：40 ～ 12：10			日本語学特殊研究B	岩本						
3限	13：10 ～ 14：40			言語学特殊研究C	Fan			言語教育学特殊研究 言語学特殊研究B	堀場 浜之上		
4限	14：50 ～ 16：20			日本語学特殊研究A （秋学期）	木川					日本語学特殊研究A （秋学期） 言語学特論演習	木川 岩本
5限	16：30 ～ 18：00	言語教育学特論演習	堀場					言語学特殊研究A	遠藤	日本語学特論演習	木川

Ⅲ. 学　　籍

学　籍

⑴　標準修業年限

博士前期課程２年間

博士後期課程３年間

上記の年限を超えて在学を希望する場合は、在学延長願いを提出しなければなりません。

①　在学延長期間

・１学期間（半年）あるいは全学期間（１年）

・博士前期課程：原則として、修了要件単位の修得後、２年を超えることはできない。

・博士後期課程：原則として、３年を超えることはできない。

②　在学延長願の提出期限

・修士論文・修士研究報告を提出しない場合

修士論文・修士研究報告の提出日より１週間以内。

・修士論文・修士研究報告を提出した場合

審査結果通知後10日以内。

・博士後期課程：研究報告（論文）を提出しない場合

研究報告（論文）の提出日より１週間以内。

・博士後期課程：研究報告（論文）を提出した場合

審査結果通知後10日以内。

⑵　休学

病気その他やむを得ない理由で１学期間（半年）以上に渡り修学することができない者は休学することができます。

①　休学期間

⒜　１学期間（半年）あるいは全学期間（１年）

⒝　特別な理由がある場合は、改めて許可を得たうえでさらに１年以内

⒞　博士前期課程：通算して２年を超えることはできない

博士後期課程：通算して３年を超えることはできない

②　学費一部免除

⒜　対象：学年の１学期間あるいは全学期間を通じて休学する者

⒝　免除額：授業料及び施設設備費

但し、１学期間につき、５万円の在籍料を納入

（全学期間休学の場合、10万円の在籍料を納入）

⒞　手続き締切：春学期は３月末日、秋学期は８月末日（これを過ぎると免除は認められない）

③　必要なもの

⒜　休学願

⒝　（病気の場合）診断書

⒞　（休学をして留学の場合）海外渡航計画書

④　休学願提出期限

休学を願い出る前月末まで（教務部）

⑶　復学

休学していた者で復学する者は、復学の手続きが必要です。

① 必要なもの

(a) 復学願（病気の場合、復学に支障がないことを記した医師の診断書）

(b) 復学年度分の学費の納入（分納もしくは全納）

(c) 大学が必要と求める書類

② 復学願提出期限

復学の１ケ月前（教務部）

(4) 退学

病気その他やむを得ない理由によって退学を希望する場合は、保証人と十分相談して下さい。

① 必要なもの

(a) 退学願

※保証人連署・捺印（印鑑は原則として入学手続時に提出した誓約書に捺印したものと同一のものとする）

※指導教員所見・署名（担任または指導教員との面談の後、記入してもらうこと）

(b) 学生証

(c) 大学が必要と求める書類

② 退学願提出期限

速やかに提出のこと（教務部）

(5) 除籍

次のいずれかに該当する者は、除籍される場合があります。

a 所定の登録手続きをせず、また休学、退学の手続きをしない者

b 休学期間をこえても、なお復学もしくは退学しない者

c 学費納入の義務を怠った者

(6) 再入学

本学大学院を退学した者が再入学を申し出た場合、許可することがあります。

Ⅳ．学生生活案内

大学事務局について

１．事務取扱い

　１．時間

　２．学生への連絡

　３．通学

　４．学生証

　５．諸届

　６．各種証明書・申請書の発行

　７．学割

　８．保険（日本国際教育支援協会）

　９．奨学金

　10．アルバイト

　11．施設・設備及び機器・備品の使用

２．学食・購買

３．ブリティッシュヒルズ

４．心身の健康管理

５．その他

大学事務局について

大学事務局は大学の運営を担当している組織です。その中で学生に関係の深い部署について案内します。

■　**教務部**（１号館１階）（Tel：043－273－1320）

科目履修や授業に関し、次のような仕事をしています。

⑴　学生の履修指導
⑵　教育課程の編成及び授業
⑶　学生の学業成績の整理及び保管
⑷　科目等履修生・研究生
⑸　海外留学
⑹　外国人留学生
⑺　T.A.
⑻　授業料減免（単位修得完了後）
⑼　学籍
⑽　その他教務関係業務

■　**学生支援部**（１号館１階）（Tel：043－273－2948）

学生生活全般にわたり、次のような仕事をしています。

⑴　学生証・在籍確認票シール（定期券購入）に関する問い合わせ
⑵　学生保険
⑶　旅客運賃割引証（学割）に関する問い合わせ
⑷　課外活動
⑸　学生生活全般にわたる相談・支援
⑹　その他学生関係業務

■　**ボランティアセンター**（６号館２F）（Tel：043－273－1337）

⑴　ボランティア情報の発信及びボランティアの紹介
⑵　ボランティア団体の支援
⑶　ボランティアに関する相談

■　**メディカルセンター**（ミレニアムハウス１階）（Tel：043－273－1495）

健康面全般にわたり、次のような仕事をしています。

⑴　傷病者の応急処置・健康相談
⑵　健康診断
⑶　健康診断証明書関係業務
⑷　学校感染症と診断された場合の手続き

■　**キャリア教育部**（ミレニアムハウス２階）（Tel：043－273－1598）

卒業後の進路全体についての指導及び助言を主たる仕事としています。また、就職を希望する学生に求人の情報提供、開拓、紹介を行っています。

⑴　学生の進路指導

⑵　就職相談及び斡旋

⑶　その他進路関係業務

■　**総務部**（１号館２階）（Tel：043－273－1322）

職員人事・経理・施設の管理など、大学運営における統括・調整を行います。学生に直接関係のある仕事は、次のようなものです。

⑴　アルバイト賃金の支払

■　**アドミッション＆コミュニケーション部**（１号館１階）（Tel：043－273－2826）

大学広報に関し、次のような仕事をしています。

⑴　入学ガイダンスや入試説明会等の実施

⑵　大学案内書、大学報の発行

１．事務取扱い

１．時間

事務局（教務部・学生支援部）

月～金　　９：00～11：10　12：10～17：15

土　　９：00～11：30（午前のみ）

４号館大学院共同研究室

月～金　　10：30～16：00

（注）休業中および学校行事等の期間中には、取扱い時間を変更する場合があるので掲示に注意して下さい。

２．学生への連絡

⑴　掲示

大学からの公示、連絡、呼び出し等はすべて掲示を以て行います。Campus WebやGoogle Classroom大学院生研究室の掲示板に掲示します。掲示事項は、全て学生に周知されたものとして取り扱います。掲示を見なかったことによる不都合・不利益は、当該学生本人の責任とみなされます。必ず掲示板を見る習慣をつけ、見落としのないようにして下さい。

⑵　学内放送

災害発生等の緊急連絡時に放送します。

⑶　学外からの問い合わせ、呼び出し、伝言

外部からの学生に関する問い合わせ（在籍・住所・成績等）や呼び出し・伝言には個人情報保護のため一切応じていません。家族や友人も同様ですのでその旨を知らせておいて下さい。

※個人宛郵便物も取り扱いません。

３．通学

⑴　通学定期乗車券

通学定期乗車券は、駅備え付けの申込用紙に記入のうえ、「学生証」と学生証裏に貼った「在籍確認票」を提示し、購入して下さい。

通学区間は、大学と居住地最寄駅との間の乗車区間を記入して下さい。

⑵　自転車（第１種原動機付自転車50cc以下を含む）

自転車、原動機付自転車は、それぞれの構内置き場に駐輪して下さい。構内の移動は禁止です。

⑶　自動車・自動二輪車による通学（第２種原動機付自転車）

学生の自動車・自動二輪車による通学と構内乗り入れは原則禁止です。

ただし、事情により許可される場合もありますので、教務部大学院担当まで申し出て下さい。毎年４月に掲示でお知らせします。

運転の際は、交通事故に伴う社会的責任を十分に認識したうえで、慎重を期して下さい。

４．学生証（身分証明書）

⑴「学生証」

本学の学生としての身分を証明するものです。

「在籍確認票」と共に常時携帯し、本学教職員・その他しかるべき者から請求があった場合はいつでも提示しなければなりません。

（注意事項）

(a) 他人に貸与または譲渡しない。

(b) 字句・写真等を修正・記入・貼り付けしない。

(c) 退学等で学籍を失った場合は、直ちに学生支援部に返却しなければならない。その際、電子マネーは使い切ること。

① 有効期限

博士前期２年間、博士後期３年間

上記期間を超えて在籍する学生は、学生支援部の指示に従い、期限が切れる前に新学生証の発行（発行料2,000円）をしてください。詳細は学生支援部へお問い合わせ下さい。

② 破損・紛失時

学生支援部で再発行手続きをする。（発行料2,000円）。

(2) 「在籍確認票」

「学生証」の裏に貼り、常時携帯して下さい。「通学定期乗車券」購入時に提示が必要です。また、現住所を証明する他、在籍を証明します。

① 有効期間

１年間

毎年４月に更新して下さい（学費未納の場合は渡せません）。

② 更新に必要なもの

学生証

③ 住所変更時

教務部大学院担当で手続きして下さい。

(3) 学籍番号

5．諸届

諸届の用紙は、教務部大学院担当より受け取り、提出して下さい。（ホームページからも印刷可能です）

	種類	摘要その他	提出期限	必要なもの
1	保証人変更届	保証人変更の場合	事由が生じたらすぐに提出	誓約書
2	改姓（名）変更届	改姓（名）の場合	事由が生じたらすぐに提出	誓約書 戸籍謄本 学生証 学生証再発行手数料 （VI.1.－４参照）

6．各種証明書・申請書の発行

⑴　発行・申込方法

別途教務部より案内します。

⑵　証明書一覧

名　　称	金額（円）	問い合わせ先	備　　考
在学証明書（和文）	200	教務部	
在学証明書（英文）	200	教務部	
成績証明書（和文）	200	教務部	
成績証明書（英文）	200	教務部	
修了見込証明書（和文）	200	教務部	
修了見込証明書（英文）	200	教務部	
学生割引証（学割）	0	学生支援部	下記参照のこと
健康診断証明書（和文）	300	メディカルセンター	結果A判定且つ他覚所見も異常なし

⑶　主な申請書一覧（受付期間のみ画面表示されます。掲示等で確認のこと）

名　　称	金額（円）	問い合わせ先･提出先	備　　考
修了及び単位修得証明書（大学院教職用）	200	教務部	
教職免許状取得見込証明書（大学院）	200	教務部	
学位授与証明書和文（大学院）	200	教務部	
学位授与証明書英文（大学院）	200	教務部	
満期退学見込証明書和文（大学院）	200	教務部	
満期退学見込証明書英文（大学院）	200	教務部	
満期退学証明書和文（大学院）	200	教務部	
満期退学証明書英文（大学院）	200	教務部	
学位論文提出資格者認定証明書（大学院）	200	教務部	
メディカルＡ１～C	300/1,200	メディカルセンター	購入前にメディカルセンターへ来室のこと

※上記以外にも必要に応じて申請書の発行を行います。担当部署・掲示等で確認してください。

7．学割

⑴　使用目的の範囲について

学割は、割り当て枚数の範囲内で、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する事を目的として実施されている制度です。よって、その発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限られます。

①　休暇、所用による帰省

②　実験実習などの正課の教育活動

③　学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動

④　就職又は進学のための受験等

⑤　学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加

⑥　傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理

⑦　保護者の旅行への随行

（文部科学省学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領より）

⑵　学割の交付

交付枚数	年間10枚
1回の交付枚数	4枚以内
有効期間	発行日より3カ月間
対象区間	片道101km以上
割引率	運賃の2割引

学割は本人に限って使用でき、使用の際は「学生証」を必ず携帯して下さい。学割を不正使用した場合、使用者は3倍の運賃を追徴され、学割の交付は停止します。さらに大学が割引制度の特典を失い、全学生に迷惑をかけることになるので絶対に不正使用してはいけません。（文部科学省高等教育局の定めるところによる）

⑶　学生団体旅行割引証明書

合宿・遠征などの課外活動や、クラス・ゼミなどの旅行で8名以上まとまって同じ発着駅経路で旅行する場合には、遠近にかかわらず鉄道・航路については5割引、自動車線区は2割引の運賃割引が適用されます。尚、この割引を受けるには、必ず1名以上の教職員の同行が必要です。

・申し込み方法

JR各駅又は各旅行代理店から所定の「団体旅行申込書」用紙を受け、学生支援部に提出し、証明を受けて下さい。尚、手続きの際に「学外活動届」を提出して下さい。

8．保険

1．学生保険

本学では、学生が授業・課外活動・大学行事等に安心して参加できるよう、全在学生を対象として「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」という傷害保険に加入しています。この保険は下記の教育研究活動中における不慮の事故に対して適用される傷害保険です。

日本国際教育支援協会ホームページ　http://www.jees.or.jp/gakkensai/

保険の対象となる教育研究活動

1　正課中…講義、実験･実習、演習または実技による授業など
2　学校行事中…入学式、オリエンテーション、卒業式など
3　上記①②以外で学校施設にいる間…授業間の休憩中など
4　課外活動中…部活動、サークル活動中など（大学が許可済みまたは届出済みの課外活動）
5　通学中…自宅と学校施設等との間を往復する間

※保険が適用になるかについては、学生支援部窓口で確認してください。
※ケガをした日から30日以内を目安に、学生支援部に報告してください。
※上記保険の対象外となる場合
以下のような場合は、保険金の支払対象外です。

●故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線、放射能による障害。
●無資格運転、酒酔い運転、施設外の課外活動で危険なスポーツを行なっている間の事故。
●飲酒による急性アルコール中毒症など急激、偶然、外来の条件を充足しない事故。
●合理的な経路を逸脱した場合や往復、移動に関係のない行為を途中で行なった場合。
●本学が通学を認めていない車両での事故。

本学の研究活動等の活動中に生じた急激かつ偶然的な外来の事故等によって身体に障害を被った場合に保険金が支払われます。ただし病気は支給対象となりません。

※上述の「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」の他に、学外で任意に活動中の事故等、補償範囲が広く設定されている「学生生活総合保険」があります。加入は任意となりますので、希望する学生は、学生支援部まで問合せてください。

9．奨学金

独立行政法人日本学生支援機構奨学金

本学では、日本学生支援機構の奨学金を取り扱っています。奨学金とは、経済的理由で修学が困難な優れた学生に貸与を行い、また経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう支援する制度です。

日本学生支援機構ホームページ　http://www.jasso.go.jp/

申し込み方法

大学院入学後の4月上旬の説明会に出席し、所定の手続きを行います。

※緊急・応急採用

家計支持者が失職・退職・破産・倒産・病気・離別・死亡等または、火災、風水害等の自然災害により緊急に奨学金が必要になった場合に、随時申し込みができる制度です。

奨学金に関わる必要書類の提出期限は必ず厳守してください。

10. アルバイト

本学では、学生のアルバイトについて「バイトネット」に加入しています。神田外語大学のアルバイト情報システムhttp://www.aines.net/kanda/にアクセスすると、いつでもインターネットで（パソコン・携帯電話）、神田外語大学に届いているアルバイト情報を閲覧することが可能です。

【ログイン方法】

■大学内のパソコンからアクセスする場合

学内専用オートログインをクリックすれば、ID、パスワードの入力は不要です。

■携帯電話・大学外のパソコンからアクセスする場合

①大学発行のメールアドレス（学籍番号@kuis.ac.jp）を入力する。

②数分後に、そのメールアドレス宛にIDとパスワードが届きます。（取得したID、パスワードは在学期間中有効）

③希望のアルバイトが見つかったら、直接求人先に連絡下さい。

（注意）

＊アルバイト先と学生との間に生じたトラブルについては、大学として責任を負いませんが、万が一トラブルが発生した場合は、サイトの運営事務局の（株）ナジック・アイ・サポート学生アルバイト情報ネットワーク事務局に相談してください。なお、大学構内におけるアルバイトの勧誘活動、ビラ配りなどは一切認めていません。

11. 施設・設備及び機器・備品の使用

利用に際し、共同施設であることを自覚し、図書・備品を大切に扱ってください。

⑴ 図書館

図書館の利用については、図書館利用細則（V.7.）及び「図書館利用案内」に従ってください。

⑵ 大学院共同研究室（４号館３階）

（授業期間）月・火・木・金　10：00～17：00

　　水　　10：00～14：00

⑶ 院生研究室

・退出時間：20：00

⑷ ＰＣコーナー

パソコン利用時の注意事項

・データは各自のUSBメモリーに保存して下さい。

・席をはずす場合、データをUSBメモリーに保存し、作業を終了させて下さい。

⑸ 資料貸出

大学院の蔵書を借りる際は、共同研究室にてお手続きを行ってください。

蔵書整理等の補助をお願いする場合があります。

⑹ その他の施設・設備の使用、借用の手続き

課外活動で学内施設の使用を希望する場合は、学生支援部へその旨を必ず届け出て、許可を得た後で使用して下さい。

なお、使用できる施設は下記の通りです。

◎１号館１～３階教室

◎２号館１～３階教室

◎４号館１～３階教室（101・201・202・209・210を除く）

◎ミレニアムハウス

◎課外活動教室の一部

◎４号館中庭

◎ダンススクエア
◎テニスコート
◎グランド
◎体育館

この４件については、体育・スポーツセンターで許可を受けて下さい。

＊課外活動での教室使用の注意事項

使用可能時間帯	月～金　12:10～13:10 月～金　16:30～19:00　授業に支障をきたさない範囲で 土　　12:10～17:00　　〃 月～土　9:00～17:00（夏季・冬季休暇期間） ＊日、祝日は使用できません。 ＊教室によって使用可能時間が違うので注意して下さい。 ＊上記時間は変更となる場合がありますので、学生支援部窓口で確認してください。
申込方法	別途定める。 初めて利用する際に、学生支援部窓口で確認すること。
使用禁止時間	１．大学閉鎖期間中 ２．入学試験期間中 ３．大学の都合による場合

(7)　機器・用具の借用

機器･用具の借用には、管理者の許可が必要です。「備品借用願」に必要事項を記入のうえ、学生支援部へ提出して下さい。ただし、ラジカセ・ビデオカメラ等、授業に関するメディア機器・用具の借用はスタジオやメディア教育センターにて手続きを行って下さい。

2．学食・購買

⑴　食　　堂

①「食神」（アジアン食堂）：タイ・ベトナム・インドネシア等、本場アジアンフードが楽しめます。

営業時間
- 平日　11:00～14:00
- 土曜・日曜　一般開放のため、別料金・別メニュー

②「ラパス」（４号館１階）：カフェテリア方式で、各種料理取り揃えています。

営業時間
- 平日　11:00～14:00（ランチ）
- 　　14:00～16:30（軽食販売）
- 土曜　11:00～14:00

③「バルコーネ」（４号館２階）：焼き立てパンとソフトドリンクを販売しています。歓送迎会や課外活動団体によるミニパーティーなどにも利用できます。（許可制）

営業時間
- 平日　11:00～14:00
- 土曜　休業

④「KUISカフェ」（７号館３階）：パスタ、サラダ、スープなどを取り扱っているほか、一部バルコーネのパンも販売しております。テイクアウトに便利なお弁当もあります。

営業時間
- 平日　11:00～14:00
- 土曜　休業

⑤「CAFE８（エイト）」（８号館）：美味しいコーヒーとニューヨークスタイルのホットドックが楽しめます。

営業時間
- 平日　９:30～16:00
- 土曜　休業

⑵　売店（３号館１階）

店頭にない書籍、雑誌も注文で取り寄せることが可能です。

営業時間
- 平日　10:00～16:00
- 土曜　休業

⑶　コピーサービス

コピー機利用の為にコピーカードを１号館２階印刷室にて販売しています。

営業時間　　平日　８:30～11:00／12:00～17:00

（種類）　　50枚……520円　　300枚……2,770円

　　100枚……970円　　500枚……4,570円

※旧カード持参の場合は上記金額より70円安くなります。

※⑴、⑵、⑶は時期により営業時間を変更することがあります。

３．ブリティッシュヒルズ

福島県羽鳥湖自然公園の海抜1,000メートルにあるリゾートホテル兼英語研修施設です。
（http://www.british-hills.co.jp/）
所在地：〒962－0622　福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草１－８
電話番号：0120－131－386（受付時間：９:30～18:00）　Fax番号：0248－85－1300
メールアドレス：hills@british-hills.co.jp

⑴　利用料金

1,000円（１泊２食）〔特別優待料金〕（ドミトリータイプ、バス・トイレ共同）
本学在学生は、年間（４月～翌３月）合計３泊まで個人目的で利用できます。

・食事の有無に拘わらず、料金は上述の通りです。
・昼食希望者は別途個人負担でパブまたはアスコットティールームで取ることができます。（営業時間は季節により異なります）
・電話及び食事時の飲み物等は別途個人負担です。
・シングル利用はひとり1,000円増/泊、スタンダードタイプ（バス・トイレ付）はひとり2,500円増/泊です。
・４泊目以降は一般宿泊プラン料金の10％OFF
・家族、学外友人を帯同する場合は一般宿泊プラン料金の10％OFF
・大学認可団体（部・同好会・愛好会）での、団体利用（５名以上）の場合は、年間10泊を上限（個人目的の宿泊数に含めない）
※大学が主催する催し物及び教員が引率する場合の料金は別途定めます。（個人目的の宿泊数に含めない）

⑵　利用申込み方法

①　ブリティッシュヒルズに直接電話またはメールで申し込む。
（利用日の１ヶ月前同日より利用日１週間前まで受け付ける）
その際、利用者全員の名前（フルネーム）及び学籍番号を伝える。

②　予約後、希望者には「宿泊予約確認書」が送られてくる。
団体利用者については、事前に部屋割表が送られてくるので記入が必要。

③　チェックイン時「学生証」を提示する（レセプションにてコピーを取る）。
キャンセル料金は一人あたり、宿泊日の２週間前から発生し１泊につき1,000円です。

アクセス
JR東京駅から東北新幹線でJR新白河駅にて下車、車で40分
※新白河駅（西口）、高速バス西郷バス停からの送迎バスあり（完全予約制）
東北自動車道白河ICより40分

4．心身の健康管理

⑴　身体の健康管理　メディカルセンター

（ミレニアムハウス１階　Tel 043－273－1495）

①　傷病者の応急手当・健康相談

ケガや病気の応急処置、気分が悪い時等のベッドでの休養、健康相談、病院案内等を行なっています。お薬（湿布薬も含む）はお渡しできません。

開室時間 平日：９：00～11：10／12：10～17：15

（メディカルセンター不在時は学生支援部（１号館１階）へ申し出てください。）

※健康保険証は、常に携帯してください。扶養者と別居している学生で保険証が個別にない場合は、必ず、「遠隔地被保険者証」の交付を受けてください。

※救急箱（体温計、絆創膏、マスク、感冒薬、解熱鎮痛薬、胃腸薬等）を自宅に準備してください。

②　健康診断は年１回必ず受診してください。

学内健康診断…４月上旬、９月中旬（９月入学生）

検査項目…胸部レントゲン・内科診察・身長・体重・視力・血圧・尿

※結果はCampus Web　学生カルテ　健康診断結果照会で確認してください。（健康診断の約１ヶ月後から閲覧可能予定）

※やむを得ず学内健康診断を受けられない場合は、KUIS健康診断書用紙 で近医にて健康診断を受け、Campus Webで指定する日までにメディカルセンターへ提出してください。KUIS健康診断書用紙はCampus Webキャビネットよりダウンロードできます。

③　健康診断証明書の購入方法

教務部大学院担当までご相談ください。

④　学校感染症と診断された場合

a.　新型コロナウイルス感染症

罹患、または濃厚接触者に特定された場合・罹患が疑われる場合の対応は、Campus Web Informationで確認してください。

b.　新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症

医療機関で診断された場合は、出席停止となります。診断後、速やかにメディカルセンターへ電話かKUIS mail で必要事項を連絡してください。大学所定の手続きを守った場合に限り、公欠が認められます。連絡方法 や手続きの詳細は、KUIS ホームページメディカルセンターで確認してください。

尚、公欠手続き不要の場合も、学内発生状況把握の為、必ずメディカルセンターへ連絡してください。

注意：ｂは大学指定の「KUIS登校許可書」以外は公欠と認められません。

KUIS HP→キャンパスライフ→施設案内→５号館（ミレニアムハウス）→メディカルセンター→KUIS登校許可書Campus Web→キャビネット→各部署情報→メディカルセンター→KUIS登校許可書

学校感染症の種類と出席停止の基準（学校保健安全法施行規則第18条、第19条による）

種別	疾　　患　　名	出　席　停　止　の　基　準
第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	
第２種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）除く）	発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹発現後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後２日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	【その他の感染症】※	

※第３種【その他の感染症】は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第３種の感染症として緊急措置をとることができるもの

⑵　カウンセリング（メディカルセンター）

学内カウンセリング

公認心理師によるカウンセリングを、予約制で、対面かzoomで行っています。心や身体に関することや学校生活についての相談等どのようなことでも受け付けています。相談の内容はすべて厳重な秘密扱いとなりますので安心してご相談ください。

予約方法

初回は来室してください。事情により来室できない場合は、開室時間内にメールかTELでも受け付けます。

場　　所：メディカルセンター（ミレニアムハウス１階）

開室時間：平日 9:00 ～ 11:10 ／ 12:10 ～ 17:15

Tel：043－273－1495

E-mail：medical@kanda.kuis.ac.jp

学外カウンセリング

KUISココロとカラダの健康相談24H（委託先：ティーペック株式会社）

学生が365日24時間、心と体の健康について電話や対面等で相談ができるサービスです。

詳細は以下で確認してください。

https://consult.t-pec.co.jp/service/355038

⑶ ハラスメント相談

ハラスメントとは、他者に対して不快もしくは威嚇的な態度を取ることなどにより、個人の尊厳を傷付ける行為をいいます。本学では、勉学・課外活動・研究・就業上の関係を利用してなされる次のような行為は、すべてハラスメントとみなされます。

① 利益または不利益をほのめかしながら、相手方の望まない行為を要求したり、誘い掛けたりすること。

② 相手方に不快な思いや精神的・肉体的・社会的苦痛を感じさせたり、利益または不利益を与えること。

ハラスメントの被害を受けた（または受けている）と思った場合は、ハラスメント相談員へ相談することができます。ひとりで悩まずに、勇気をもって速やかに相談してください。

詳細は、以下で確認してください。

Campus Web →キャビネット一覧→学生用フォルダ→各部署情報→ 学生支援部→ハラスメント防止宣言及び相談窓口

5. その他

⑴ 喫煙・飲酒

本学では、校内での喫煙・飲酒は禁止しています。大学所定の喫煙所で他への迷惑とならないように喫煙してください。また、未成年者の喫煙・飲酒は法律で禁止されています。

成年者は未成年者に対して喫煙・飲酒をすすめるような言動は避けてください。特に「一気飲み」等を無理強いされ、急性アルコール中毒で死亡した例も多々あります。絶対にやめましょう。

⑵ 個人情報流出に対する注意

無言電話、いたずら電話、不審なメール等の被害が相次いでいます。自分の住所、氏名、電話番号、携帯電話番号、E-mailアドレス等を安易に他に漏らさないようにしてください。大学内外を問わず、アンケート・アルバイト・署名活動等には細心の注意を払ってください。思わぬところで被害に巻込まれる恐れがあります。

個人情報は各自がしっかり管理し、常に敏感に対応してください。

⑶ 悪徳商法の被害防止

学生をターゲットにした強引なセールスによる金銭トラブルが増えています。路上でのキャッチセールス、電話やダイレクトメールによるアポイントメントセールス、「〇〇セミナー」と称する詐欺まがいのセールス、ねずみ算式に会員を増やすマルチ商法等がありますが、いずれも安易な契約がトラブルの原因です。おかしいと思ったらはっきりと断り、契約に際しては、その内容について確認し、充分に検討した上で判断してください。なお、店舗以外で契約した場合は、契約日を含めて８日間以内なら無条件で解約できる「クーリングオフ制度」があることも知っておいてください。

上記のようなトラブルに巻き込まれた場合や、なにか悩み事がある場合は、ひとりで悩まず、相談に来てください。個人の秘密は厳守します。（Ⅳ.４.⑵参照）

Ⅴ. 諸　規　程

１．神田外語大学大学院学則

第１章　総　則

（設置）

第１条　この学則は、神田外語大学学則（以下「本学学則」という。）第３条の２第２項の規定に基づき、神田外語大学大学院（以下「大学院」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

２　言語科学研究科としての教育研究目的は、人間の知的活動の基盤である言語について、その特性や本質を、主に日本語と英語の研究を中心に理論的に解明し、また、各々の言語の教育とコミュニケーションを実践及び研究し、多文化共生が求められる社会情勢のなかで、「ことばの専門家」として先導的な役割を果たす人材を育成することとする。

（自己評価等）

第２条の２　本大学院の教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

２　前項の点検及び評価の実施に必要な事項は、別に定める。

第２章　組　織

（研究科）

第３条　大学院に次の研究科を置く。

言語科学研究科

（課程）

第４条　研究科の課程は、博士課程とし、これを前期２年又は２年６月の課程（以下「博士前期課程」という）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

２　博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

３　博士後期課程は、専攻分野について、自立して研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（専攻）

第５条　研究科に次の専攻を置く。

博士前期課程

　英語学専攻

　日本語学専攻

博士後期課程

　言語科学専攻

（収容定員）

第６条　大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
言語科学研究科	英語学専攻	8	16		
	日本語学専攻	8	16		
	言語科学専攻			2	6
合計		16	32	2	6

第３章　授業科目・単位・履修方法等

（授業科目及び単位）

第７条　大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとし、研究科に開設する授業科目及びその単位数は、別表第１のとおりとする。

２　前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所（外国を含む）で履修させることができる。

３　前項の規定により取得した単位については、研究科教授会（第32条に規定する教授会をいう。以下同じ。）の議を経て、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

（教育方法の特例）

第７条の２　英語学専攻においては、前条の授業及び研究指導を、週末その他の特定の時間又は時期に行う。

（履修方法）

第８条　学生は、在学期間中に研究科所定の授業科目を履修し、英語学専攻にあっては37単位以上を、日本語学専攻にあっては32単位以上を、言語科学専攻にあっては12単位以上を、それぞれ修得しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、日本語学専攻の学生のうち、修士論文に代え、特定の課題についての研究の成果（以下「修士研究報告」という）を提出する者にあっては、40単位以上を修得しなければならない。

３　学生は、履修する授業科目の選択にあたっては、あらかじめ主指導教員の指導を受けなければならない。

４　研究科長が必要と認めたときは、学部の授業科目を８単位に限り履修させることができる。また、言語科学専攻にあっては、日本語学専攻の授業科目から単位数に制限なく履修させることができ、修得単位のうち４単位を博士の修了要件単位として組入れさせることができる。

５　研究科長が教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、博士前期課程の学生に、他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

６　前項の規定により修得した単位について、研究科教授会の議に基づき、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

７　学生は、他大学院修士課程（博士前期課程）において修得した単位を課程修了の要件となる単位として認めることを研究科長に申請することができる。

８　前項の規定により申請された単位については、教育上有益と認められる場合、研究科教授会の議に基づき、10単位を限度としてこれを認めることができる。

９　学生は、科目等履修生として修得した本大学院博士前期課程の単位を課程修了の要件となる単位として認めることを研究科長に申請することができる。

10　前項の規定により申請された単位については、教育上有益と認められる場合、研究科教授会の議に基づき、20単位を限度としてこれを認めることができる。

11　第６項、第８項及び第10項で認められる単位数は合計で20単位を超えないものとする。

（教員の免許状授与の所要資格）

第９条　研究科において、教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科に関する規則は別に定める。

（履修の細目）

第10条　第８条及び第９条に定めるもののほか、授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

（単位の認定）

第11条　授業科目の履修単位は、試験又は研究報告により認定するものとする。

2　病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。
3　各授業科目の試験又は研究報告の成績は、これをＡ＋・Ａ・Ｂ・Ｃ及びＦの５種とし、Ａ＋・Ａ・Ｂ・Ｃの成績を合格とする。
4　学生が他大学院等で修得した授業科目の単位を認定する場合その他の必要な場合には、その成績を「Ｐ」と表記し、合格とすることができる。
5　各履修授業科目の単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。
（論文の審査及び最終試験）
第12条　学位論文の提出、その他審査及び最終試験並びに第４章の定める学位の授与等に関する必要な事項については本学学位規程の定めるところによる。

第４章　課程の修了及び学位の授与

（課程修了の要件）
第13条　博士前期課程修了の要件は、当該課程に標準在学年限以上在学し、第８条第１項又は第２項に定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士研究報告の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。
2　（欠番）
3　博士後期課程修了の要件は、当該課程に３年以上在学し、第８条第１項に定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に３年以上在学すれば足りるものとする。
（学位の授与）
第14条　本学大学院博士前期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。
言語科学研究科 修士（文学）
2　本学大学院博士後期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、課程修了による博士（「課程博士」）として、次の学位を授与する。
言語科学研究科 博士（言語学）
3　前項に定めるもののほか、博士論文の審査に合格し、かつ本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、本学学位規程の定めるところにより、論文提出による博士（「論文博士」）として、次の学位を授与する。
言語科学研究科 博士（言語学）

第５章　入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍

（入学の時期）
第15条　入学の時期は、毎年４月又は９月とする。
（入学資格）
第16条　博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
⑴　学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
⑵　外国において学校教育における16年の課程を修了した者
⑶　昭和28年文部省告示第５号をもって文部科学大臣の指定した者
⑷　大学に３年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
⑸　本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
2　博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする 。

⑴　修士の学位を有する者
⑵　外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
⑶　文部科学大臣の指定した者
⑷　本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（入学志願の手続き）

第17条　入学志願者は、所定の期間内に入学願書に必要書類を添付し、学長に提出するものとする。

（入学者の決定）

第18条　入学志願者に対しては、選考により、入学者を決定するものとする。

２　選考に必要な事項は別に定める。

（再入学）

第19条　本学大学院を退学した者が再入学を申し出たときは、これを許可することがある。

２　再入学に必要な事項は別に定める。

（留学）

第20条　留学を志望する者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

２　前項の許可を得て留学した期間は、第13条の在学年数に算入することができる。

３　第８条第５項及び第６項の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において同条第５項中「他大学」とあるのは、「外国の大学」と読み替えるものとする。

（休学）

第21条　休学期間は、通算して博士前期課程にあっては２年を、博士後期課程にあっては３年を超えることができない。

（入学手続等に関する大学学則の準用）

第22条　前３条に定めるもののほか、入学の手続・退学・再入学・転学・休学・復学及び除籍については本学学則の規定を準用する。

（在学年限）

第23条　博士前期課程の標準在学年限は、英語学専攻にあっては２年６月、日本語学専攻にあっては２年とする。ただし、教育研究上等、特別の事情のある場合は、当該標準在学年限を超えて在学を許可することがある。

２　（削除）

３　博士後期課程の標準在学年限は、３年とする。ただし、教育研究上等、特別の事情のある場合は、３年を超えて在学を許可することがある。

第６章　科目等履修生等

（科目等履修生）

第24条　大学院において、本学大学院学生以外の者で、１又は複数の授業科目を履修し単位修得を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

２　科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第25条　大学院において、特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

２　聴講生について必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第26条　大学院において、特定の研究課題について、研究指導を受けることを希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

２　研究生について必要な事項は、別に定める。

（研究員）

第27条　学外の学術研究者で、大学院において、本学教員と共同研究を行い、高度の研究に従事しようと希望する者を客員研究員として受け入れることができる。また、大学院における研究活動を申請する研究者を学術研究員として受け入れることができる。

２　客員研究員について必要な事項は、別に定める。

３　学術研究員について必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第28条　外国人で、大学院学則第16条にいう大学院入学資格を有し、大学院に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

２　前項の外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。

３　外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第７章　賞　罰

（賞罰）

第29条　賞罰については、本学学則第45条及び第46条の規定を準用する。

第８章　学　費

（入学検定料等）

第30条　入学検定料、入学金及び授業料その他の諸費用については、別表第２のとおりとする。

２　本学学部卒業見込みの者が引き続いて入学を許可された場合、及び本学学生で第16条第４号の該当者として入学を許可された場合は、入学金を全額免除する。

３　学費については、本学学則第32条第２項から第35条までの規定を準用する。

第９章　教員組織

（教員組織）

第31条　大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員が担当するものとする。

第10章　運営組織

（研究科教授会）

第32条　研究科の運営に関する事項を審議するため、研究科教授会を置く。

２　研究科教授会に関する事項は、別に定める。

（研究科長）

第33条　研究科に研究科長を置く。

第11章　学年・学期及び休業日

（学年・学期及び休業日）

第34条　本学大学院の学年は４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

２　学年を次の２学期に分ける。

春学期　４月１日から９月15日まで

秋学期　９月16日から翌年３月31日まで

３　休業日については、本学学則第６条の規定を準用する。

附則
この学則は、平成４年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成５年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成６年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成７年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成８年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成９年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成10年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成10年10月１日から施行する。
附則
この学則は、平成11年12月10日から施行し、平成11年９月30日から適用する。
附則
この学則は、平成13年５月29日から施行し、平成13年４月１日から適用する。
附則
この学則は、平成14年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成19年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成20年５月28日から施行し、平成20年４月１日より適用する。
附則
この学則は、平成24年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成25年９月１日から施行する。ただし、施行日以前の入学者については、なお従前の例による。
附則
この学則は、平成25年９月１日から施行する。ただし、施行日以前の入学者については、なお従前の例による。（平成25年５月27日決議分）
附則
この学則は、平成27年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成30年10月１日から施行する。
附則
この学則は、令和元年12月４日から施行する。
附則
この学則は、令和２年４月１日から施行する。
附則
この学則は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この学則は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第７条関係）

１　英語学専攻

授　業　科　目	単位数	備　考
Teaching Methodology		
Principles and Practices of the TESOL Classroom	3	
Specialized TESOL Methodology		
Specialized TESOL Methodology : Listening	1	
Specialized TESOL Methodology : Speaking	1	
Specialized TESOL Methodology : Reading	1	
Specialized TESOL Methodology : Writing	1	
Specialized TESOL Methodology : Vocabulary	1	
Specialized TESOL Methodology : Grammar	1	
Specialized TESOL Methodology : Task-Based Language Teaching	1	
Specialized TESOL Methodology : Culture	1	
Specialized TESOL Methodology : Teaching English to Young Learners	1	
Specialized TESOL Methodology : Group Dynamics	1	
Specialized TESOL Methodology : Technology in Language Teaching	1	
Specialized TESOL Methodology : Current Topics	1	
Classroom Observation and Practicum		
Integrated Skills Practicum and Classroom Observation	3	
Specialized Practicum and Classroom Observation	3	
Language Analysis, Acquisition and Assessment		
Pedagogical English Grammar	3	
English Phonetics and Phonology for Language Educators	3	
Second Language Acquisition for Language Educators	3	
Pragmatics for Language Educators	3	
Sociocultural Approaches to Second Language Learning and Teaching	3	
Second Language Assessment	3	
Non-Compulsory Elective		
Principles of Teaching English to Young Learners	2	
Learner Autonomy	2	
Guided Teaching	１～３	教育実習
Current Issues in Language Education	1	
MA Research Project		
MA Research Project	1	研究指導

2　日本語学専攻

授　業　科　目	単位数	備　考
共通研究科目群		
言語科学研究	2	
統計処理法	4	
言語科学演習Ａ	2	
言語科学演習Ｂ	2	
言語科学演習Ｃ	2	
言語科学演習Ｄ	2	
言語科学演習Ｅ	2	
言語科学演習Ｇ	2	
言語科学演習Ｈ	2	
修士研究	2	研究指導
日本語アカデミックライティングⅠ	4	
日本語アカデミックライティングⅡＡ	2	
日本語アカデミックライティングⅡＢ	2	
言語研究科目群		
英日対照言語学（音声・音韻）	4	
英日対照言語学（統語）	4	
英日対照言語学（語彙・意味）	4	
日本語学研究（音声・音韻）	4	
日本語学研究（統語・語彙・意味）	4	
日本語学研究（方言・日本語史）	4	
日中対照言語研究	4	
日韓対照言語研究（院）	4	
日西対照言語研究	4	
言語習得研究	4	
言語学特論	4	
言語教育研究科目群		
応用言語学研究	4	
第二言語習得研究（院）	4	
評価法研究	4	
日本語教育学研究	4	
日本語教育文法研究	4	
日本語教育教材研究	4	
言語教育学特論	4	
日本語指導技術Ⅰ	2	
日本語指導技術Ⅱ	2	
コミュニケーション言語文化研究科目群		
異文化コミュニケーション研究Ａ	4	
異文化コミュニケーション研究Ｂ	4	
日本研究	4	
言語文化研究	4	
比較文化論	4	
比較文学研究	4	
談話分析研究	4	
社会言語学研究	4	

3　言語科学専攻

授　業　科　目	単位数	備　考
言語学特論演習	4	
言語学特殊研究A	4	
言語学特殊研究B	4	
言語学特殊研究C	4	
英語学特論演習	4	
英語学特殊研究	4	
英語教育学特論演習	4	
英語教育特殊研究	4	
言語教育学特論演習	4	
言語教育学特殊研究	4	
日本語学特論演習	4	
日本語学特殊研究A	4	
日本語学特殊研究B	4	

別表第２（第30条関係）

1　英語学専攻　（単位円）

項　目	金　額
入学検定料	30,000
入学金	250,000
授業料	1単位につき　65,000

2　日本語学専攻、言語科学専攻　（単位円）

項　目	金　額
入学検定料	30,000
入学金	250,000
授業料	890,000
施設設備費	230,000

２．神田外語大学学位規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第１項の規定に基づき、神田外語大学学則及び神田外語大学大学院学則（以下「大学院学則」という）に定めるもののほか、神田外語大学（以下「本学」という）において授与する学位について必要な事項を定める。

（学位）

第２条　本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

２　学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

３　修士の学位は、大学院学則第13条第１項及び第２項に規定する者に授与する。

４　博士の学位は、大学院学則第13条第３項及び第14条第３項に規定する者に授与する。

（専攻分野の名称）

第３条　学位に付記する専攻分野の名称は、学部、研究科ごとに次のとおりとする。

⑴　学士の学位

外国語学部

英語・地域文化

中国語・地域文化

韓国語・地域文化

インドネシア語・地域文化

ベトナム語・地域文化

タイ語・地域文化

スペイン語・地域文化

ポルトガル語・地域文化

国際コミュニケーション

グローバル・リベラルアーツ

⑵　修士の学位

言語科学研究科

文学

⑶　博士の学位

言語科学研究科

言語学

（修士論文及び修士研究報告の提出資格）

第４条　修士論文を提出できる者は、博士前期課程に１年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者とする。

２　修士論文に代え、特定の課題についての研究の成果（以下「修士研究報告」という）を提出できる者は、博士前期課程に１年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者とする。

３　修士論文及び修士研究報告は、博士前期課程在学中に提出しなければならない。

４　修士論文あるいは修士研究報告を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員の承認を得た論文題目あるいは修士研究報告題目を、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

5　大学院学則第13条第１項ただし書きにより、修業年限を短縮して課程修了の認定を受けようとする者で、修士論文を提出できる者は、所定の授業科目について、32単位以上を修得できる見込みがあると研究科会議が認め、かつ、必要な指導を受けた者とする。

（博士論文の提出資格）

第５条　博士論文を提出できる者は、博士後期課程に２年以上在学し、所定の授業科目について６単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者とする。

2　博士論文を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員の承認を得た論文題目を、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

3　大学院学則第13条第３項ただし書きにより、修業年限を短縮して課程修了の認定を受けようとする者で、博士論文を提出できる者は、12単位以上を修得できる見込みがあると研究科会議で認め、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

4　本学大学院の博士後期課程に３年以上在学し、所定の単位を修得した者が、退学後に博士の学位の授与を申請する時は、博士論文を提出する前に「研究報告」（論文）を提出しなければならない。

5　「研究報告」（論文）の審査に合格した者は、退学後３年以内に博士論文を提出することができる。ただし、博士論文提出までの期間は、博士後期課程入学後７年を超えることができない。この場合、在学中に博士論文を提出した者に準じて取り扱うものとする。

6　大学院学則第14条第３項により、「論文博士」の学位を取得しようとする者は、学位申請論文を提出し、内見委員会の予備審査を受けなければならない。

7　内見委員会の予備審査に合格した者は、課程博士の場合に準じて、博士論文審査委員会の本審査を受けることができる。

（修士論文、修士研究報告及び博士論文）

第６条　修士論文は、１編３通（正本及び副本２通）及びその要旨３通を提出しなければならない。

2　修士研究報告は、１編２通（正本及び副本１通）及びその要旨２通を提出しなければならない。

3　博士論文は、１編５通（正本及び副本４通）及びその要旨５通を提出しなければならない。

4　修士論文、修士研究報告、博士論文及びその要旨は、日本語又は英語により執筆するものとする。

5　修士論文、修士研究報告、博士論文の提出にあたり、参考として、他の論文等を添付することができる。

（学位論文等の受理及び審査の付託）

第７条　研究科長は、前条第１項及び第３項の規定により提出された、修士論文又は修士研究報告を受理したときは、修士論文の審査及び最終試験又は修士研究報告の審査を、研究科会議に付託するものとする。

2　研究科長は、前条第４項の規程により提出された、博士論文を受理したときは、博士論文の審査及び口述試験を、後期課程会議に付託するものとする。

（審査委員）

第８条　修士論文の審査及び最終試験を付託された研究科会議は、研究科の教員のうちから、指導教員を含む３名の修士論文審査委員を選定して、その審査等を行わせるものとする。

2　修士研究報告の審査を付託された研究科会議は、研究科の教員のうちから、２名の修士研究報告審査委員を選定して、その審査を行わせる。

3　研究科会議が必要と認めるときは、前２項の審査委員以外の教員の協力を得ることができる。

4　博士論文の審査委員については、別に定める。

（学位論文等の審査及び最終試験）

第９条　審査委員が、学位論文等の審査及び最終試験を行う。

2　修士論文及び修士研究報告の最終試験は、提出された論文等を中心として、口述又は筆記により行う。

3　大学院学則第14条第２項による「課程博士」の審査にあたる審査委員は、博士論文の審査及び口述又は

筆記による最終試験を行う。又、同条第３項による「論文博士」の審査については、課程博士の審査基準に準じて行うこととし、審査委員は、博士論文の審査及び口述又は筆記による学力の確認を行うものとする。

４　学位論文等の審査及び最終試験は、次の期間内に終了するものとする。

⑴　修士論文及び修士研究報告は、当該学生が在学する期間内

⑵　博士論文は、原則として、当該論文を受理した日から１年以内

（審査結果の報告）

第10条　修士論文審査委員は、修士論文の審査及び最終試験終了後、速やかに審査の要旨及び最終試験の成績に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、文書をもって研究科会議に報告しなければならない。

２　修士研究報告審査委員は、審査終了後、速やかにその成績を、文書をもって研究科会議に報告しなければならない。

３　博士論文審査委員は、博士論文の審査及び口述試験終了後、速やかに論文の審査結果の要旨及び審査結果報告書を添えて、文書をもって後期課程会議に報告しなければならない。

（学位授与の議決及び学長への報告）

第11条　研究科長は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かについて議決し、その結果を、文書をもって速やかに学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第12条　学長は、第２条第２項の規定に基づき、学士の学位を授与すべき者には学位を授与する。

２　学長は、前条の報告に基づいて、修士又は博士の学位を授与すべき者には、学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

（学位の名称使用）

第13条　本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位（専攻分野を含む）の次に「神田外語大学」と付記しなければならない。

（博士論文の要旨等の公表）

第14条　本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から３月以内に、当該博士の学位の授与に関わる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（博士論文の印刷公表）

第15条　博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から１年以内に、その論文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、後期課程会議の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、後期課程会議は、請求があったときは、当該博士論文の全文を閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は、原則としてKUIS学術情報リポジトリの利用により行うものとする。

（学位授与の報告）

第16条　本学が、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から３月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位の取消）

第17条　学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は、名誉を

著しく汚す行為があったときは、学長は、学士の学位にあっては教授会、修士の学位にあっては研究科会議、博士の学位にあっては後期課程会議の議を経て、当該学位の授与を取り消し、学位記を返還させることができる。

（学位記の様式）

第18条　学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

（学位論文の保管）

第19条　修士又は博士の学位を授与した学位論文は、正本を本学附属図書館に保管するものとする。

（雑則）

第20条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則　この規程は、平成４年４月１日から施行する。

附則　この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附則　この規程は、平成10年４月１日から施行する。

附則　この規程は、平成11年12月10日から施行する。

附則　この規程は、平成14年４月１日から施行する。

附則　この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附則　この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附則　この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附則　この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附則　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附則　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別記様式１

第２条第２項の規定に基づき授与する学位の様式

第　　号

学　位　記

（本　籍）

（氏　　名）
昭和　　年　　月　　日生

本学外国語学部　○　○　学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（○○・地域文化）の学位を授与する

令和　年　月　日

神田外語大学長

別記様式２

第２条第３項の規定に基づき授与する学位の様式

第　　号

学　位　記

（本　籍）

（氏　　名）
昭和　　年　　月　　日生

本学大学院言語科学研究科○○学専攻の修士課程を修了したので修士（文学）の学位を授与する

令和　年　月　日

神田外語大学長

別記様式３(1)

第２条第４項の規定に基づき授与する学位の様式

第　　号

学　位　記

（本　籍）

（氏　　名）
昭和　　年　　月　　日生

本学大学院言語科学研究科言語科学専攻の博士後期課程を修了したので博士（言語学）の学位を授ける

令和　年　月　日

神田外語大学長

別記様式３(2)

第２条第４項の規定に基づき授与する学位の様式

第　　号

学　位　記

（本　籍）

（氏　　名）
昭和　　年　　月　　日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（言語学）の学位を授ける

令和　年　月　日

神田外語大学長

３．神田外語大学学則（抜粋）

第３章　学年・学期及び休業日

（学年）

第４条　本学の学年は４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学期）

第５条　学年を、次の２学期に分ける。

前期　４月１日から９月15日まで

後期　９月16日から翌年３月31日まで

（休業日）

第６条　休業日は次のように定める。

⑴　日曜日

⑵　国民の祝日に関する法律に規定する休日

⑶　創立記念日（10月18日）

⑷　春季休業日

⑸　夏季休業日

⑹　冬季休業日

２　前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第４章　入学・休学・退学及び転科

（入学手続）

第12条　入学選考の結果、合格した者は、指定の期日までに入学金、授業料、その他の費用及び所定の書類を提出しなければならない。

２　入学手続の時期、方法及び書類については、別に定める。

（入学許可）

第13条　入学手続を行い、誓約書及び身元保証書を指定の期日までに提出した者に対し、学長は入学を許可する。

（編入学及び再入学）

第14条　本学に編入学及び再入学を希望する者が所定の手続により志願したときは、欠員のある場合に限り、特別の選考を行い、教授会の議を経て学長がこれを許可する。ただし編入学及び再入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

⑴　大学を卒業した者又は退学した者

⑵　他の大学において２年以上の課程を修了した者

⑶　短期大学を卒業した者

⑷　本学を退学し、再入学を希望する者

２　前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

３　編入学及び再入学に必要な事項は別に定める。

（休学）

第16条　病気、留学又は止むを得ない事由により引続き１学期間以上修学困難な者は、学長に休学を願い出

ることができる。
2　休学の許可は教授会の議を経て学長が行う。
3　病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
4　休学の期間は１年をこえることができない。ただし、特別の事由がある場合には、２年を限度として、休学期間を延長し、又は命ずることができる。
5　休学期間は、通算して３年をこえることができない。
6　休学期間は、第３条第２項の在学期間に算入しないものとする。
7　休学に必要な事項は別に定める。

（復学）

第17条　休学期間が満了し、又は休学期間中に休学事由が消滅した者が復学しようとするときは、学長に復学を願い出なければならない。
2　復学の許可は、教授会の議を経て学長が行う。
3　復学に必要な事項は別に定める。

（退学）

第18条　退学しようとする者は、学長に退学を願い出て、許可を受けなければならない。
2　退学に必要な事項は別に定める。

（転学）

第19条　他の大学に転学しようとする者は、学長に転学を願い出て許可を受けなければならない。
2　転学に必要な事項は別に定める。

第７章　学費

（入学検定料等）

第32条　入学検定料、入学金及び授業料その他の諸費用は、別表第２のとおりとする。
2　入学金及び授業料その他の諸費用は、指定期間内に納入しなければならない。
3　編入学、再入学の者については別に定める。

（休学の場合の費用）

第33条　第16条の規定による休学期間中の者については、該当学期の学納金を免除し、在籍料として１学期間に対して５万円を徴収する。

（退学・転学の場合の費用）

第34条　退学もしくは転学した者、除籍された者、又は停学中の者も本章に定める費用を全納しなければならない。

（納入金の不還付）

第35条　既に納入した費用については、理由の如何にかかわらず返却しないものとする。

第11章　賞罰等

（表彰）

第45条　学長は本学学生にして表彰に値する行為のあったときは、教授会の議を経て表彰することができる。

（懲戒）

第46条　本学の教育の趣旨にそむき、学生の本分に反する行為のある学生に対して、学長は教授会の議を経て懲戒することができる。
2　懲戒は、譴責、停学及び退学とする。
3　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

⑴　学則に反し、学内の秩序をみだし、その他学生の本分にもとると認められる行為を行う者。

⑵　学業を怠り、成業の見込みのないと認められる者。

4　懲戒につき必要な事項は別に定める。

（除籍）

第47条　次の各号の一に該当する学生は学長が除籍する。

⑴　所定の登録手続をせず、又休学、退学の手続をしない者。

⑵　第３章第２項または第３項に定める在学年限をこえる者。

⑶　第16条に定める休学期間をこえても、なお復学もしくは退学しない者。

⑷　学費納入の義務を怠った者。

４．入学金および授業料の特例に関する取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人佐野学園の設置校間で入学する場合の入学金の特例及び神田外語大学大学院の授業料、施設設備費の特例について定める。以下、外国語学部は神田外語大学外国語学部、大学院は神田外語大学大学院と読み替える。

（入学金）

第２条　前条における入学金の額は、次の通りとする。

⑴　神田外語学院から外国語学部１年次入学（但し、特別推薦入試により入学を許可された者に限る）全額免除

⑵　外国語学部から大学院修士課程入学全額免除

⑶　大学院修士課程から大学院修士課程入学全額免除

⑷　大学院修士課程から大学院博士後期課程入学全額免除

（授業料、施設設備費）

第３条　第１条における授業料と施設設備費の合計額は、次の通りとする。

⑴　大学院修士課程日本語学専攻に標準修業年限２年を超えて在学する者で、且つ、課程修了に必要な授業科目をすでに修得している者年額の２分の１

⑵　大学院博士後期課程の標準修業年限３年を超えて在学する者で、且つ、課程修了に必要な授業科目をすでに修得している者年額の２分の１

⑶　前２項の場合、前期をもって在学を修了する者年額の４分の１

附則

１　この規程は、平成６年４月１日から施行する。

２　神田外語大学入学金減免規程及び神田外語大学大学院入学金減免規程は廃止する。

附則

この規程は、平成９年４月１日から施行する

附則

この規程は、平成14年４月１日から施行する

附則

この規程は、平成25年９月１日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

５．神田外語大学大学院ティーチング・アシスタント内規

（趣旨）

第１条　神田外語大学大学院（以下「大学院」という。）におけるティーチング･アシスタントの取扱いについては、この内規の定めるところによる。

（制度の目的）

第２条　ティーチング・アシスタントの制度は、優秀な大学院生に対し、教育的指導のもとに、本学の学部又は大学院における教育補助業務を行わせることによって、将来の研究者、指導者としての資質を養うことを目的とする。

（職務内容）

第３条　ティーチング・アシスタントは、当該大学院生に対する研究指導を担当する教員の指示に従い、当該教員が担当する学部又は大学院修士課程の学生に対する講義、実習、演習、試験等の教育補助業務にあたる。

（時間）

第４条　ティーチング・アシスタントとして従事する時間は、１週間当たり５時間を基準とする。

（採用）

第５条　ティーチング・アシスタントは、本学大学院の博士後期課程に在学している者又は修士課程に在学している者で、学業成績が優秀であり、かつ、教育補助業務を遂行する能力・適性を有する者のうちから、研究科会議の議を経て、学長が採用する。

２　ティーチング・アシスタントの採用は、任期を限って行うものとする。終期は、採用日の属する年度をこえることはできない。

（給与）

第６条　ティーチング・アシスタントには、時間給による手当てを支給するものとする。

勤務１時間当たりの手当て額は、当分の間次のとおりとする。

博士後期課程に在籍している者　1,200円

修士課程に在籍している者　　1,000円

附則

本内規は、平成６年７月１日から施行する。

附則

本内規は、平成14年４月１日から施行する。

6．神田外語大学附属図書館利用細則

（趣旨）

第１条　神田外語大学附属図書館規則第６条に基づく図書館の利用については、この細則の定めるところによる。

（資料）

第２条　図書館が管理する資料（以下、「資料」という。）は、次のとおりとする。

⑴　一般図書（参考図書を含む。）

⑵　貴重図書及び特殊図書

⑶　新聞、雑誌その他逐次刊行物

⑷　視聴覚資料

⑸　マイクロ資料

⑹　電子的資料

（利用資格）

第３条　図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

⑴　本学の職員

⑵　本学の学部生（科目等履修生、聴講生を含む）

⑶　本学の大学院生

⑷　本学の留学生別科生

⑸　本学の卒業生（大学院修了者及びそれに準じる者を含む）

⑹　図書館利用協定機関の対象者

⑺　その他館長の許可を受けた者

（開館時間）

第４条　開館時間は次のとおりとする。

⑴　平　日　午前９時から午後７時50分まで

⑵　土曜日　午前９時から午後５時00分まで

⑶　授業が開講されない平日　午前９時30分から午後４時30分まで

２　臨時に開館時間の変更を必要とするときは、館長がそのつど定める。

（休館日）

第５条　休館日は次のとおりとする。

⑴　日曜日

⑵　国民の祝日に関する法律に規定する休日（ただし、本学の授業実施日は除く。）

⑶　本学創立記念日

⑷　毎月最終土曜日

⑸　夏季・冬季・春季休業中の一定期間

２　臨時に休館を必要とするときは、館長がそのつど定める。

（館内閲覧）

第６条　利用者は、特に指定されたものを除き、自由に資料を閲覧することができる。

２　閲覧後の資料は所定の位置又は返却台に戻さなければならない。

（館内規律）

第７条　利用者は館内において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　静粛を保つこと。
⑵　喫煙及び飲食をしないこと。
⑶　他の利用者の迷惑となるような行為をしないこと。
⑷　その他、図書館職員の指示及び図書館掲示事項に従うこと。

（館外帯出）

第８条　利用者は、特に指定されたものを除き、所定の手続を経て、館外に資料を帯出することができる。

（帯出冊数及び期間）

第９条　館外に帯出できる資料の冊数及び期間は次のとおりとする。

⑴	本学の職員	20冊	90日
⑵	本学の学部生	10冊	14日
⑶	本学の大学院生	15冊	30日
⑷	本学の留学生別科生	10冊	14日
⑸	本学の卒業生	10冊	14日
⑹	図書館利用協定機関の対象者	協定毎に指定する	
⑺	その他館長の許可を受けた者	そのつど指定する	

２　休業期間（夏季・冬季・春季）に館外に帯出する資料については、前項の規定にかかわらず、館長がそのつど期間を定める。

（転貸の禁止）

第10条　帯出した資料を転貸してはならない。

（帯出禁止資料）

第11条　次の各号に掲げる資料は原則として館外に帯出することができない。
⑴　貴重図書及び特殊図書
⑵　参考図書
⑶　新聞・雑誌その他逐次刊行物
⑷　視聴覚資料
⑸　マイクロ資料
⑹　法令または契約により帯出ができない資料
⑺　館長が特に指定した図書

（帯出資料の返却）

第12条　帯出資料は期限内に返却しなければならない。
２　職員が離職又は休職するときは、帯出中の資料を直ちに返却しなければならない。
３　学生が卒業・修了、退学もしくは休学するときは、帯出中の資料を直ちに返却しなければならない。
４　帯出資料は、帯出期間中であっても、館長が必要と認めたときは返却を求めることができる。

第13条　（削除）

（文献複写）

第14条　図書の文献複写については、特に指定されたものを除き、調査研究上の目的に限って、図書の一部を著作権法の範囲内で複写することができる。

（館内施設の利用）

第15条　利用者は館内の施設を利用することができる。これらの施設を利用する場合、利用者は図書館職員の指示に従って利用しなければならない。

（弁償）

第16条　図書館の資料を紛失又は破損した者は、これを弁償しなければならない。

（利用の停止）

第17条　この細則に違反したときは、図書館の利用を停止することがある。

（細則の改正）

第18条　この細則の改正は、図書館運営委員会及び教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この細則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成12年９月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成24年７月25日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

附　則

この細則は、平成30年４月１日から施行する。

７．神田外語大学　大学院　英語学専攻　Certificate Program規則

（趣旨）

第１条　神田外語大学大学院英語学専攻内Certificate Programについては、この規則の定めるところによる。

（正式名称）

第２条　本課程の正式名称は「Certificate Program in TESOL（履修証明プログラム）」とする。

（課程の目的）

第３条　本課程は現職英語教員の資質能力向上を目的とし、教師としての成長に必要な基礎的知識・指導技術を習得させることを目的とする。

（学生の身分）

第４条　本課程に所属する学生の身分は、神田外語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第24条に基づく科目等履修生と同様のものとする。

（入学定員）

第５条　本課程の入学定員は８名とする。

（入学の時期）

第６条　本課程への入学時期は、毎年４月又は９月とする。

（入学資格）

第７条　本課程に入学することのできる者は、大学院学則第16条に規定する者とする。

（入学志願手続）

第８条　本課程へ入学を志願する者は、所定の期間内に入学願書に必要書類を添付し、学長に提出するものとする。

（入学者の決定）

第９条　本課程の入学志願者に対しては、大学院規則第18条に規定する内容で選考を行う。

（入学許可）

第10条　前条の選考の結果合格した者は、受講料を添えて、所定の期日までに所定の書類を提出しなければならない。

２　学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（履修科目及び単位）

第11条　本課程において履修できる授業科目は当該年度に開講し、かつ大学院英語学専攻内にて定められた授業科目とする。

２　取得できる単位は、13単位以内とする。

（履修期間）

第12条　本課程の履修期間は、入学時より１年間とする。ただし、修了に必要な単位を修得できなかった場合に限り、許可を得て、入学時から２年を限度に期間を延長することができる。

（修了の要件、総時間数）

第13条　本課程の修了要件は、１年間以上在籍し、大学院学則第７条に定める授業科目のうち10単位（総時間数120時間）を修得することとする。

２　修了要件を満たしたものに対しては履修証明兼修了書を交付する。

（入学検定料、授業料）

第14条　本課程の入学検定料、授業料は次の通りとする。

（単位：円）

項　目	金　額	備　　考
入学検定料	30,000円	
授　業　料	650,000円	本学出身者は450,000円

なお１年を超えて在籍をする場合は履修科目１単位当たり65,000円を納入することとする。

（既納の授業料）

第15条　既納の入学検定料、授業料は、理由の如何を問わず還付しない。

（学則等の準用）

第16条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学則その他の学内規則を準用する。

附　則

この規則は、令和元年12月４日から施行する。

8．神田外語大学大学院科目等履修生規則

（趣旨）

第１条　神田外語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第24条に基づく科目等履修生については、この規則の定めるところによる。

（入学の時期）

第２条　科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第３条　科目等履修生の入学資格は、大学院学則第16条に規定する者とする。

（入学志願手続）

第４条　科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

⑴　入学願書（本学所定）

⑵　履歴書（本学所定）

⑶　出身大学等の卒業証明書、修了証明書又は卒業、修了見込証明書

⑷　出身大学等の成績証明書

⑸　健康診断書（本学所定）

⑹　外国人は外国人登録済証明書

⑺　入学検定料振込証明

（入学者の選考）

第５条　前条の入学志願者の選考は、書類審査及び口述試問により行う。

（入学許可）

第６条　前条の選考の結果、合格した者は受講料を添えて、所定の期日までに所定の書類を提出しなければならない。

２　学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（履修科目及び単位）

第７条　履修できる授業科目は、当該年度に開講する授業科目とし、単位取得を希望する科目とする。

２　取得できる単位は、20単位以内とする。

（履修期間）

第８条　履修期間は、入学時に履修を許可された授業科目の開講期間とする。ただし、引続き履修を希望する者は、許可を得て、入学時から４年を限度として期間を延長することができる。

（単位の授与）

第９条　履修した授業科目の試験に合格した場合は、単位を与え、希望者には単位取得証明書を交付する。

（入学検定料、受講料及び登録料）

第10条　入学検定料、受講料及び登録料は次のとおりとする。なお、受講料は全額一括して納入しなければならない。

区　　分	金　　額	備　　考
入学検定料	20,000円	本学出身者は10,000円
受講料	英語学専攻　65,000円 日本語学専攻及び言語科学専攻　20,000円	いずれも１単位の単価
登録料	30,000円	

（既納の受講料等）

第11条　既納の入学検定料、受講料及び登録料は、理由の如何を問わず還付しない。

（学則等の準用）

第12条　この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、大学院学則その他の学内規則を準用する。

附則

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成10年10月１日から施行する。

附則

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成25年９月１日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

９．神田外語大学大学院研究生規則

（趣　旨）

第１条　神田外語大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第26条に基づく、大学院研究生については、この規則の定めるところによる。

（入学の時期）

第２条　大学院研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第３条　大学院研究生の入学資格は、大学院学則第16条第１項または第２項に規定する者とする。

（入学志願手続）

第４条　大学院研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

⑴　入学願書（本学所定）

⑵　最終出身学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書

⑶　在職のままで入学を希望する者は、所属長の受験承諾書

⑷　外国籍の人は外国人登録原票記載事項証明書またはパスポートのコピー

⑸　入学検定料振込証明

⑹　その他大学が指定するもの

（入学者の選考）

第５条　前条の入学志願者の選考は、書類審査及び口述試問により行う。また大学院が必要と判断する場合は学力考査を行う。

２　大学院研究生の受け入れは、大学院学生の研究指導に支障のない範囲とする。

（入学許可）

第６条　前条の選考の結果合格した者は、授業料を添えて、所定の期日までに所定の書類を提出しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（指導教員）

第７条　大学院研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

（研究期間）

第８条　大学院研究生の研究期間は、１年以内とする。

２　大学院研究生が、研究期間の延長を願い出たときは、研究科長は、研究上特別の必要があると認めた場合、研究科会議の議を経て、これを許可することができる。ただし１年を限度とする。

（講義への出席等）

第９条　研究科長は、指導教員が必要と認める場合には、授業担当教員の承認を得て、大学院研究生に対し、研究科の講義等に出席を許可することができる。ただし単位の認定は行わない。

（入学検定料及び授業料）

第10条　入学検定料及び授業料は、次のとおりとする。

区　　分	金　　額	備　　考
入学検定料	20,000円	本学出身者は10,000円
授業料	当該年度大学院入学者の授業料の額の２分の１相当額	
施設設備費	当該年度大学院入学者の施設設備費の額の２分の１相当額	本学出身者は免除する。

（既納の授業料等）

第11条　既納の入学検定料及び授業料は、理由の如何を問わず還付しない。

（研究証明書等）

第12条　大学院研究生が研究した課題及び研究期間等については、本人の請求により研究証明書等を交付することができる。

（学則等の準用）

第13条　この規則に定めるもののほか、大学院研究生に関し必要な事項は、大学院学則その他の学内規則を準用する。

附則

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附則

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

キャンパス平面図

キャンパス配置図
前面道路
市道 若葉3号線 （認定番号 H07003）
連絡境界線 61.417
163.584
95.612
13.690
28.280
ゴミステーション
屋根付駐輪場
バス乗り入れ場所
バス停留所
駐車場
搬出入
メインゲート
日本庭園
エントランスセンター
1号館
2号館
3号館
4号館
5号館
6号館
7号館
8号館
体育館
食堂（食神）
洋風庭園
オーチャードガーデン
渡り廊下
渡り廊下（予定）
天然芝グラウンド
人工芝グラウンド
テニスコート
イベント広場
自転車置場
駐車場
入口
浜田川緑地（企業庁管理下）
敷地境界線
202.727
174.745
29.760
29.500
敷地
企業庁管理下
プロムン海
各研究室（4階学生部室）
体育館駐車場
34.423
40.504
40.392
3.360
25.967
18.062
33.039
40.060
29.972
29.905
29.843
29.760
4.252
N

１号館

３階平面図

２階平面図

同時通訳

１階平面図

１号館

３階平面図（事務局棟）

２階平面図（事務局棟）

１階平面図（事務局棟）

２・３号館

２号館（中教室棟）

３階平面図

２階平面図

１階平面図

３号館

３階平面図

２階平面図

１階平面図

４号館

３階平面図

２階平面図

１階平面図

５号館（ミレニアムハウス）

２階平面図

１階平面図

６　号　館

２階平面図

１階平面図

7号館

３階平面図

２階平面図

１階平面図

８号館

２階平面図

1階平面図

KANDA UNIVERSITY OF INTERNATIONAL STUDIES

神田外語大学

千葉県千葉市美浜区若葉1-4-1

学籍番号	
氏　　名	